

太子町地域福祉計画

平成20年3月

太子町

太子町地域福祉計画 目次

序 計画策定の背景	
1. 地域福祉計画とは	1
2. 計画策定の背景	1
3. 地域福祉を取り巻く国の動き	2
4. 大阪府の取り組み	3
5. 太子町における関連諸計画	3
(1) 第4次太子町総合計画「太子町まちづくり協働宣言」	3
(2) 太子町子ども育成計画～次世代“太子っ子”子育てプラン～	5
(3) 太子町高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画	6
(4) 健康太子21～みんなでつくり実践する健康づくり行動計画～	6
(5) 太子町障がい者計画・太子町障がい福祉計画	7
第1章 計画の基本的な考え方	8
1. 計画の位置づけ	8
2. 計画の期間	10
3. 計画の策定体制	10
第2章 太子町の概況	11
1. 太子町の概況	11
2. 人口の動向	12
3. 太子町における福祉の現状	17
第3章 計画の基本理念と基本目標	25
1. 基本理念	25
2. 基本目標	26
(1) 地域で支えあい、すべての人が健やかに安心して暮らせるまち	26
(2) ふれあい、学びあいながらともに生きる社会づくりをめざすまち	26
(3) 地域資源（自然環境・社会的資源・人的資源）を活用したまち	26
(4) 環境を守り環境と共生するまち	27
(5) 福祉文化の創造をめざすまち	27
(6) ユニバーサルデザインを推進するまち	27
3. 施策の体系	28
第4章 計画の推進に向けた重点的な取り組み	29
1. 参加と活動を推進する仕組みづくり	30
2. 学習を促進する仕組みづくり	30
3. 情報を共有する仕組みづくり	30

第5章 住民と行政との協働による地域福祉の課題解決に向けた取り組み	31
地域で住み続ける	31
1. 地域で住み続けるための仕組みづくり	31
2. 支えあいの仕組みづくり	31
3. 安心して暮らせる地域社会づくり	31
健康に暮らす	33
1. 健康に暮らせる地域づくり	33
2. 健康についての情報発信	33
3. 地域における健康づくりに向けた取り組み	33
学ぶ	35
1. 学びの仕組みづくり	35
2. 大人の学習の場づくり	35
3. 情報の発信	36
4. 人材育成	36
5. 地域施設の有効活用	36
育つ	38
1. 地域で子どもが健やかに育つための仕組みづくり	38
2. 親と子がともに育ちあう仕組みづくり	38
3. 子どもの人権と権利擁護を推進し虐待を防ぐ仕組みづくり	38
4. 地域の子育て相談体制の充実	39
5. 障がい児との共生教育の実現に向けた取り組み	39
6. 子育て中の親と子にやさしいまちづくり	39
つどいと憩いの場をつくる	41
1. 交流の促進	41
2. 福祉施設との交流	41
3. 交流拠点整備	41
4. 情報提供	42
5. 人材の育成	42
6. 参加への啓発	42
出かける	44
1. 移動の仕組みづくり	44
2. すべての人が安心して出かけられる環境づくり	44
3. 外出介助ボランティアの育成・充実	44
太子町地域福祉計画での暮らしイメージ	47
第6章 計画の評価・推進体制	49
(1) 推進方法	49
(2) 地域福祉の担い手	49
(3) 第三者評価の仕組みづくり	50
(4) 継続的な推進に向けた取り組み	50
参考資料 用語解説	53

ごあいさつ



今日、少子高齢化や核家族化の進行、近隣関係の希薄化など、地域社会が大きく変化する中で、私たちは様々な福祉課題、地域課題に直面しています。

この様な時代的背景にあって、地域に暮らすすべての人々と、地域にかかわりを持つ人々や団体、グループが、お互いに交流し情報を交換し合うことは、地域の課題解決に結びつきます。そして、高齢になっても障がいがあっても幼い子どもを抱えていても、みんなが安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、「みんながつながる連携のまち - 太子」すべての住民がいきいきと暮らせるまち」を基本理念に「太子町地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、この計画を福祉推進の基本的指針として位置付け、住民、町社会福祉協議会、福祉関係団体、事業所等が、それぞれの役割を明確にしながら連携、協働し、福祉のまちづくりをめざします。皆様におかれましては、計画の着実な推進に向け、より一層のご支援、ご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に議論を重ね、計画を取りまとめていただきました策定委員会の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました住民の皆様、心より感謝申し上げます。

平成 20 年 3 月

太子町長 吉村久平

序 計画策定の背景

1. 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、すべての人が個人としての尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で自立し、安心して生活が送れるよう支援するため、地域住民、行政機関、福祉事業関係者などが協働して新たな福祉サービスをつくりだしたり、必要なサービスにつなげていく仕組みづくりなど、地域全体で生活課題を解決していく取り組みのことである。

地域で暮らすすべての人たちが、一人ひとりの生活課題に見合ったサービスの選択と決定を自分自身の意思によって行うことで、年齢や性別などに関わらず、尊厳を持った生活を送ることができる地域社会づくりをめざします。

そして、地域の生活課題と現状を明らかにしながら、地域住民、行政機関、社会福祉事業者など地域社会を構成する役割や責務を明確にし、それぞれが連携・協力して課題を解決していくための仕組みや取り組みを示したものが「地域福祉計画」である。

2. 計画策定の背景

これまでの「福祉」は、経済的に困っている人あるいは高齢の人や障がいのある人など、限られた人たちに対して、行政などの制度による「助ける・与える」という一律的なサービス提供によって福祉を進めてきた。

しかし、ここ近年では核家族化や少子・高齢化などの影響により、地域の中で孤立する人や地域への関心が全くない人が増加し、お互いに顔の見えない関係が見られるようになった。それにより、引きこもりや一人暮らし高齢者の孤独死、孤立した子育て中の人による児童虐待など、以前では表面化していなかった様々な問題が顕在化してきた。

また、日常生活を送る上で悩みや問題は必ず存在し、現在の地域社会の中では、多くの問題を抱えた人が多くなったうえ、地域との関わりを拒む人の増加などにより、問題点が見えにくくなってきている。一方、行政では様々な取り組みが行われてきたが、その課題の種類が多く、あまりに複雑化したため現在では、これまでの社会福祉の枠組みでは十分に対応できなくなっている。

これからの福祉は、地域住民がサービスの受け手としてのみならず、生活に根ざした問題について、地域社会で連帯して解決していこうという積極的な行動が求められている。

「地域福祉」実現のため、地域全体が同じ目標を持って、相互に支え合いながら自分らしい生活を送ることで、再び地域の繋がりを取り戻し、誰もが安心して暮らせる地域にしていく必要がある。

この、「市町村地域福祉計画」では、「社会福祉を消極的に単なる特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点で捉える」必要性が強調されている。

地域福祉推進の理念としては、(1)住民参加の必要性、(2)共に生きる社会づくり、(3)男女共同参画、(4)福祉文化の創造、に留意するとされている。

また、地域福祉の推進の基本目標として、(1)生活課題の達成への住民等の積極的参加、(2)利用者主体のサービスの実現、(3)サービスの統合化の確立、(4)生活関連分野との連携が必要とされている。

地域福祉計画に盛り込むべき内容として、社会福祉法第 107 条には以下の 3 点が規定されている。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

すなわち、「地域福祉計画」は、「地域福祉」のあり方を地域住民自らが考え、それを具体的な施策として計画化するという「住民自治」の考え方で取り組むものであり、地域の特性が十分に生かされた内容を持つ、福祉分野における地方分権の推進としての位置付けがなされている。

3. 「地域福祉」を取り巻く国の動き

我が国の社会福祉は第二次世界大戦後、生活困窮者や身体障がい者など限られた人に対する保護、救済を行政による措置制度として展開してきた。

この制度は日本の社会福祉制度の発展に大きな役割を果たしてきたが、現在の社会環境は昭和 20 年代とは大きく異なり、急速な少子・高齢化の進行や女性の社会参加、核家族化による家庭機能の低下など、地域生活における福祉の需要は増大・多様化し続け、社会福祉には限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体の生活を支える役割を果たすことが求められるようになってきた。

このような変化を踏まえて、「ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十カ年戦略)」の策定、「児童福祉法」の改正、「介護保険法」、「障がい者自立支援法」の制定などにより、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とする取り組みが個別の施策ごとに進んできた。

これに対し、社会福祉の基礎構造は戦後 50 年間維持したままであり、このままでは今後とも増大・多様化する福祉の需要に応えることができないため、社会福祉事業法をはじめとする関係法令の改正を行い、社会福祉基礎構造の抜本的改革が進められた。

この社会福祉基礎構造改革を受けて、平成 12 年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、第 4 条に地域福祉の推進に関する事、第 107 条では市町村地域福祉計画の策定の規定が設けられた。

4．大阪府の取り組み

『大阪の再生・元気倍増プランー大阪21世紀の総合計画』における地域福祉に関する施策では、取り組みの基本方針を以下のように定めている。

- 誰もが住み慣れた地域で安心してくらすよう地域福祉を充実する
少子・高齢化が進行し、世帯の小規模化がすすむ中で、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域社会において安心してくらすよう、地域で支えあう福祉社会の構築に向けた基盤づくりをすすめる。

また、取り組みの方向として以下の項目を掲げている。

地域福祉ネットワークの充実・強化

地域における様々な活動主体が連携・協力し、高齢者や障がい者で地域での支えを必要としている人の日常生活や、子育てについて困ったり悩んだりしている人を支援するネットワークづくりをすすめる。

福祉施設については、入所者の生活の質の向上を図るとともに、地域に開かれたきめ細かな福祉サービスの提供拠点としての機能強化をすすめる。

民間福祉サービスの推進

福祉に関するボランティアの機会づくりや体制づくりをはじめ、地域における多様なニーズの正確な把握をもとに、企業やNPOなど幅広い主体が福祉サービスの供給を行う環境づくりをすすめる。

リハビリテーション体制の充実

高齢化の進行や障がいの重度化などに伴うリハビリテーション需要の増大に対応するため、地域におけるリハビリテーション提供体制を充実する。

5．太子町における関連諸計画

- (1) 『第4次太子町総合計画』『太子町まちづくり協働宣言』（平成18年3月策定）
～みんなでめざします 豊かな緑と歴史を活かした元気のある太子町～

聖徳太子の17条憲法にちなんで設定した「太子17条のパートナーシッププラン」を掲げ、住民と行政が協働で達成をめざすとし、聖徳太子の説いた「和」の精神を基本理念とし、和のまちづくりを目標にすえる、としている。

福祉施策として、「いつまでも快適で生き生きできるまち」を目標とし、以下の項目についてすすめるとしている。

地域福祉体制の充実

- ・身近な相談・支援体制の推進
- ・地域福祉を支える人材の育成
- ・地域福祉関係機関の連携強化
- ・虐待防止・権利擁護事業の推進
- ・世代間交流の推進
- ・町立総合福祉センターの活用

高齢者福祉の充実

- ・高齢者地域ネットワーク（安太ネット）の整備
- ・総合的な介護予防システムの確立
- ・活力ある85歳をめざした予防介護予防事業の推進
- ・住み慣れた地域での生活の継続
- ・地域で支える認知症ケアの推進
- ・介護保険制度の円滑な運営

障がい者福祉の強化

- ・障がいのある人とない人との理解と交流の促進
- ・障がい者計画の推進、見直し
- ・障がい福祉計画の策定
- ・在宅福祉サービスの充実
- ・障がい者に対する就労支援体制の整備
- ・教育の重視

児童福祉の充実

- ・子育てと就労が両立できる地域づくり
- ・保育サービスの充実
- ・相談・支援体制の充実
- ・子ども育成計画の推進

ひとり親家庭の福祉の充実

- ・経済的自立の支援
- ・相談・指導事業の充実

低所得者福祉の充実

- ・自立・更生の援助
- ・生活指導・相談の強化

(2) 『太子町子ども育成計画～次世代“太子っ子”子育てプラン～』
(平成17年3月策定)

本計画の基本理念を「すべての子どもたちが、豊かな歴史環境、恵まれた自然環境の中で、“いのちの大切さ”と、“生きることの素晴らしさ”を実感し、地域ぐるみで感性豊かに育てるまち 太子」として、以下の目標を掲げている。

子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

地域全体で、子どもたちを育てていくといった視点で、様々な人たちの見守る中で、健やかに、心豊かに育つための支援システムの充実と、太子町の豊かな自然環境や公園などで子どもたちが思い切り遊ぶことのできる環境づくりと、公民館や地域の集会所などを子どもたちの活動拠点として活用できる仕組みづくりを、住民との協働ですすめる。

子どもを安心して産み、育てることができる支援

母親が安心して妊娠・出産できる環境づくりや、低年齢児の子育て支援の一環として、適切な子育て情報の提供や託児ボランティア、育児相談、保育サービス、放課後児童会など、子育てに関係する様々な機関が連携し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

子育てと仕事の両立のための支援施策として、保育サービスの充実や男性の子育て参加、就業環境の改善などの支援を行う。

ひとり親家庭に対する就労支援や相談体制の充実、経済的支援など、自立支援を推進する。

子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進

太子町の子どもたちをいじめや虐待、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどから守り、健康で明るく育ち、子ども自身の意思が尊重されるよう、関係機関が連携を図り、すべての子どもの人権尊重と権利擁護が推進されるまちづくりを目指す。

障がいのある子どもや難病を抱える子どもが、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての子どもが地域社会で障がいのない人と同じように生活し、自由に社会活動に参加できる平等な社会を地域ぐるみで実現することを目指す。

安心・安全なまちづくりの推進

子育て中の親や子どもたちが、安心して外出し、社会の様々な分野に参加・活動できるよう、町内にある様々な建築物、道路や公園、公衆便所など障がい者(児)や子ども連れでも安心して外出できるように環境整備をすすめる。

また、子ども達を交通事故や犯罪から守るために、通学路の歩道整備や街灯の設置等をすすめるとともに、常日頃から隣近所の顔が見える地域づくりを通して、地域全体での防犯対策などの取り組みをすすめる。

- (3) 『太子町高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画』(平成18年3月策定)
本計画の基本理念を、人との交流による健康づくりと生きがいづくり、高齢者の活力を生かす自立支援、すべての人が尊厳を持って自分らしく生きるまちづくり、と定め、以下の基本目標を掲げている。

長寿を喜びあえる健康・介護予防づくり

住民一人ひとりが、自己の意志に基づき意欲と能力に応じて社会参加できるよう、生きがい対策、健康づくり対策などの積極的な推進や高齢者等の自立支援に努める。

高齢者の尊厳を大切にすまちづくり

高齢者の人権を尊重し、公平性・公正性を確保するとともに、利用者の自己選択・自己決定権の保障に努めるとともに、個人情報の保護に努める。

高齢者の人権保持のため、人権意識の啓発はもとより、地域及び保健・医療・福祉の関係機関のネットワークを構築し、高齢者に対する虐待防止と早期発見・早期対応に努める。

住み慣れた地域での生活を支えるまちづくり

ボランティア等の地域福祉活動の推進、介護サービス事業者等の参入促進など高齢者を地域全体で支えあう体制の構築に努める。ボランティア等の地域福祉活動の推進に際しては、元気で活力ある高齢者の参加の促進に努める。

安心で利用者本位のサービス提供

高齢者が住みなれた地域で生き生きとした生活が送れるよう、保健・医療・福祉の各サービスが有機的に連携した総合的かつ効率的なサービスの提供に努める。

- (4) 健康太子21～みんなでつくり実践する健康づくり行動計画～(平成18年5月策定)
計画の基本理念を「和をもって、健やかとなす」健康で生きがいに満ちた、みんなの助け合うまちづくり」とし、以下の4つの基本方針を掲げている。

一次予防の重視

生活習慣を改善することで発病の危険を減少させ、発病予防に努める。「健康は守るもの」より「健康はつくるもの」という発想の転換を行い、積極的な一次予防を推進する。

健康づくりを支援する環境整備

健康に関係する機関・組織団体が連携し、住民の主体的な健康づくりが実現しやすい環境の整備を行う。

健康についての情報発信

氾濫する健康情報の中から、有効な健康情報を把握できるよう地域の医療機関、保健福祉機関等と連携し情報発信の充実に努める。

住民参加型の健康づくり

住民の健康課題の改善には、住民組織の活動の中に解決のアイデアがあり、住民の相互支援による住民参加型健康づくりを推進する。

(5) 『太子町障がい者計画・太子町障がい福祉計画』

～すべての人の豊かさを求めて～

(平成19年3月策定)

計画の基本理念を、「障がいのある人が障がいのない人と同じように、地域社会で生活し、自由に社会活動に参加できる平等な社会を住民すべての協力で実現することが平和で安全な社会福祉に通じる方途である」として、以下の基本目標を掲げている。

理解と交流の促進

地域社会を皆で支えあうという観点に立って、太子町の地域特性を活かしながら、障がい者に対する正しい認識を広めるとともに、地域で安心して暮らせる福祉コミュニティの形成に努める。

保健・医療の確保と福祉との連携

人間は生まれてから人生を全うするまで、だれもが障がいを負う可能性を持つ。障がいの早期発見、早期治療のための保険医療体制の整備、医療・保健・福祉の密接な連携によるリハビリテーション体制の充実に努め、障がい者の自立を支援する。

教育の重視

障がい者の自立と社会参加の能力は、教育で高めることができる。また、障がい者に対する偏見は教育によってなくすことができる。教育のすべての段階で、障がい児の特性を伸ばしながら、障がいのある人とない人がともに学ぶ環境の整備を進める。

自立生活の支援

障がい者の自立生活を支える、経済的な基盤の確立と必要な支援サービスの確保に努める。

社会参加の条件づくり

障がい者が自由に様々な活動に参加できるよう、地方自治のメリットを生かし、すべての政策分野を通じて条件づくりに努める。

広域的な調整

多岐にわたる障害者施策を拡充していくためには、町内の社会資源（人材・施設・設備等）でニーズに対応するだけでなく、これまで連携・協力を積み重ねてきた市町村で形成される広域的な福祉圏域の資源も視野に入れた、効果的な計画の実施に向けて調整をすすめていく。

第1章 計画の基本的な考え方

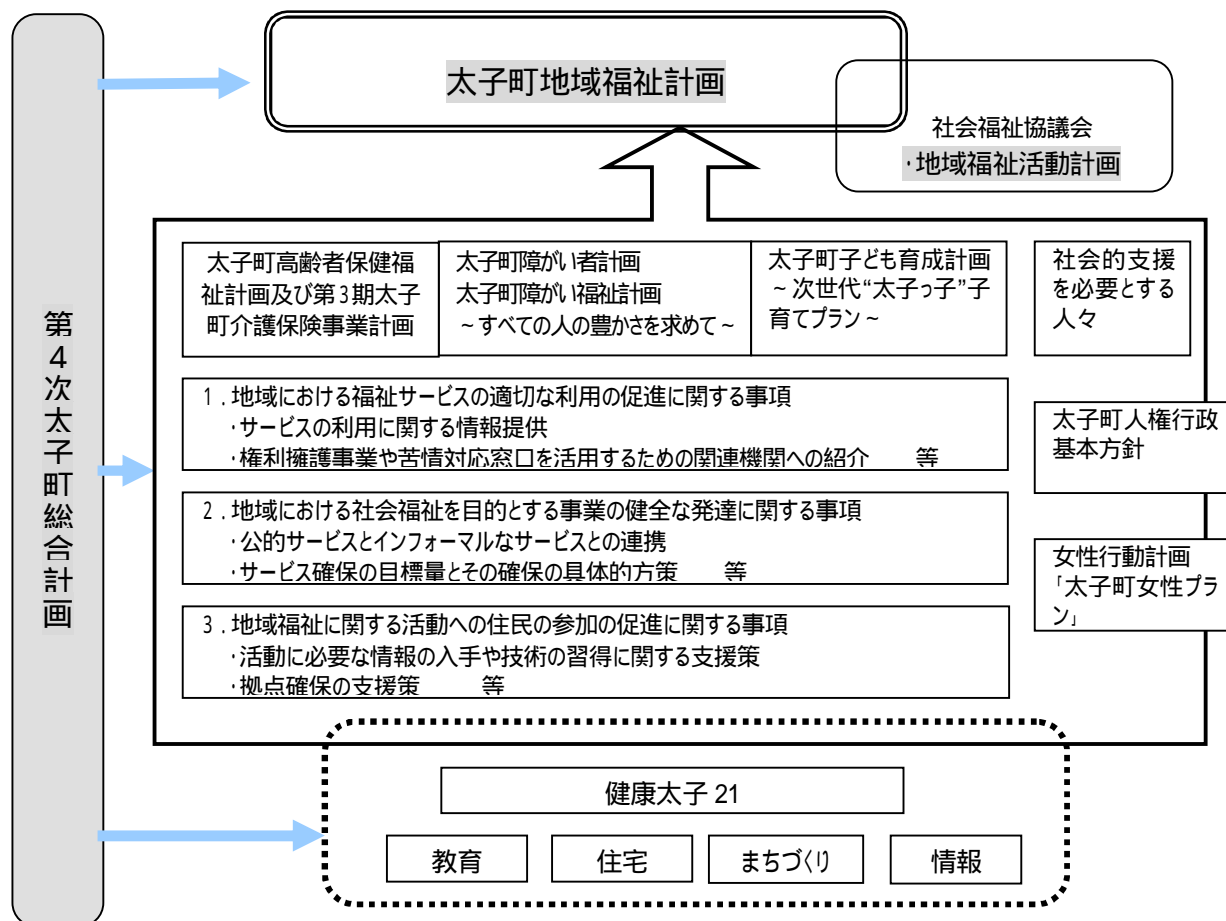
1. 計画の位置付け

太子町では、平成18年に「第4次太子町総合計画」を策定し、その中で、「いつまでも快適で生き生きできるまち」として地域福祉体制の充実を掲げている。

「太子町地域福祉計画」は社会福祉法第107条を根拠に、第4次総合計画との整合性を保ちながら、福祉の分野の基本計画となる、行政計画として策定されるものである。

この計画で示された「問題解決に向けた取り組み」に関しては、太子町社会福祉協議会を中心とした民間組織において策定される「地域福祉活動計画」で具体的な活動内容を示し、行政と住民が協働で進めていく。

また、行政が主体的に取り組む施策については、高齢者を対象にした「太子町高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画 - 平成18年3月策定」、障がい者を対象にした「太子町障がい者計画・太子町障がい福祉計画 - 平成19年3月策定」、児童を対象にした「太子町子ども育成計画～次世代“太子っ子”子育てプラン～ - 平成17年3月策定」、住民の健康づくりを目指した「健康太子21 - 平成18年5月策定」など、すでに策定されている個別の福祉計画で推進させていくこととするが、今後これらの計画の見直しにあわせて、本計画の内容を反映させるものとする。そして、個別の福祉計画における協働の取り組みに関して、基本的な考えや理念などを一つにまとめて示したものが、太子町地域福祉計画である。



この『太子町地域福祉計画』は、地域住民と行政の協働による地域福祉推進のための計画であることから、行政だけで策定するものではなく、策定から実施、評価まで、地域住民が積極的に参画していくことが不可欠である。

地域住民は、行政に意見や要望を述べるだけの立場ではなく、地域住民自らが、また行政や関係機関、事業者などと協働して、何ができるのかを考え、実行へと繋げていくことで、地域福祉の推進を図ることができる。

また、地域住民が、策定段階から計画に関わることによって、より身近で親しみを持つ計画となり、住民が地域づくりの主役であるという自覚と責任が、より一層育まれるものと期待されている。

「太子町地域福祉計画」が、その目的や役割を十分に果たすためには、次に掲げる事項の内容を盛り込み、さらに太子町に必要なその他の事項を加えたうえで、計画を策定すべきであると、社会福祉法第 107 条において定められている。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

福祉サービスが必要な地域住民に対して、サービスに関する情報の提供や相談ができる体制を整備し、そこで自らの意思によってサービスを利用できるような仕組みをつくる必要がある。

サービスに対する苦情があれば、その内容を開示することによって、利用者が適切なサービスを選択できる権利を確保する必要がある。

また、制度の周知やサービスへの利用を支援する体制を整備していくことも重要である。

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

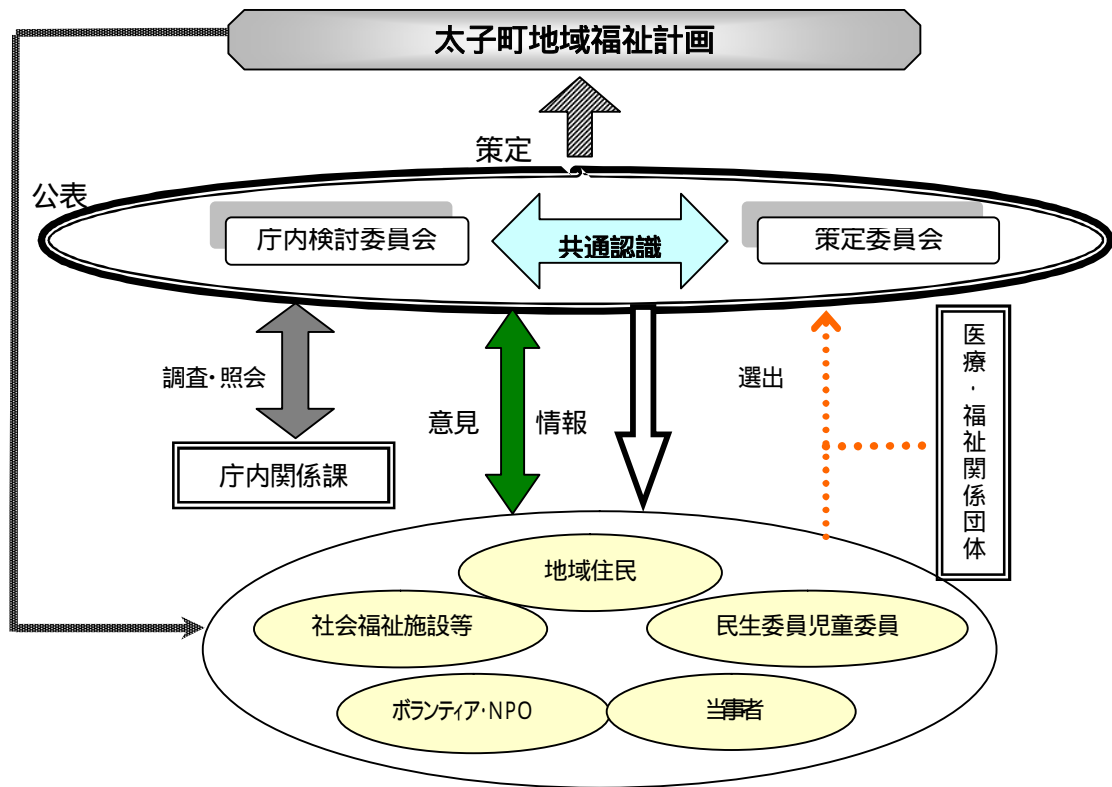
地域の多様なニーズに応えるため、民間部門と公的部門が協力し、広範な福祉サービスを量的・質的に整備をしていく必要がある。

利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供および公開、他サービスとの連携に取り組むとともに、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスやプログラムの開発、住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努める必要がある。

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域住民がそれぞれ抱える問題について地域住民同士が共有し、自分たちの手で、地域福祉活動に対する地域住民の意識を向上させ、自立を促していく必要がある。そして、ボランティア等の福祉活動に対する様々な支援と、公的サービスとの連携を強化し、地域住民の可能性を向上させていく必要がある。

太子町地域福祉計画概念図



2. 計画の期間

平成 20 年度（2008 年度）を初年度とし、平成 27 年度（2015 年度）までの 8 ヶ年とする。
 なお、進捗状況や社会情勢等の変化に応じて必要な見直しを行っていくものとします。

3. 計画の策定体制

平成 18 年 11 月に太子町地域福祉計画策定のため、福祉・医療・教育関係者、住民団体、行政機関等により「太子町地域福祉計画策定委員会」を設置した。

また、行政においても計画に関する事項を検討するため、「太子町地域福祉計画庁内検討委員会」を設置した。

第2章 太子町の概況

1. 太子町の概況

(1) 位置及び地勢

太子町は、大阪府の東南部に位置し、府の中心部より約25km、北は羽曳野市、西は富田林市、南は河南町に接し、東は金剛生駒紀泉国定公園となる金剛・葛城の山々を介し、奈良県の香芝市、葛城市と接した豊かな緑と歴史につつまれたまちである。

特に、まちの東に「らくだ」の背のような美しい姿でそびえている「二上山（にじょうざん）」は、まちのシンボルともいえる山である。二上山とは、北側の高い峯を雄岳（517m）と南側の低い峯を雌岳（474m）とをあわせて呼ぶ名で、かつては「ふたかみやま」とも呼ばれ、万葉集にも詠われるなど、数多くの歴史に彩られた山として知られている。

古代には太子町一帯は、大和の“遠つ飛鳥”に対して“近つ飛鳥”と呼ばれた地域で、大阪府内でも有数の歴史遺産の宝庫として知られており、各時代を通して特色ある遺跡が町の全域に存在している。

町の総面積は14.17km²で、東西5.3km、南北4.9kmの広がりを有している。町域の約40%を山林、30%を田畑、10%を市街地が占める自然環境に恵まれたまちである。

地勢としては、北東部から南東部にかけて二上山及び葛城山系の名峰に囲まれ、中央部から南東部に向かって傾斜した地形を形成している。

(2) 町の沿革

太子町の名の由来となった聖徳太子は死後この太子町に葬られ、廟前にその菩提を弔うための叡福寺が建立されている。太子町では、この聖徳太子の「和を以て貴しとなす」をモットーにまちづくりを推進している。

町内には、聖徳太子の墓と併せて、梅鉢御陵と総称される敏達・用明・推古・孝徳天皇陵や、国史跡の二子塚古墳、府史跡の御陵山古墳や仏陀寺古墳など、古墳時代終末期の古墳が数多く分布しており、磯長谷古墳群しながだにと呼ばれている、これらの多くが天皇・皇族クラスの大古墳であることから、太子町は、別名「王陵の谷」とも呼ばれている。

昭和31年9月30日に、当時の磯長村しながと山田村が合併し、聖徳太子にちなんで太子町と名付けられて、現在に至っている。

(3) 小学校区と校区別概況

磯長小学校区

昭和 49 年ごろから新しい住宅地が開発され、他の市町村からの転入者の多い地域である。昭和 49 年から 50 年にかけて磯長台（376 戸）と太子ヶ丘（150 戸）が、平成 2 年には聖和台（490 戸）が開発されてきた。

山田小学校区

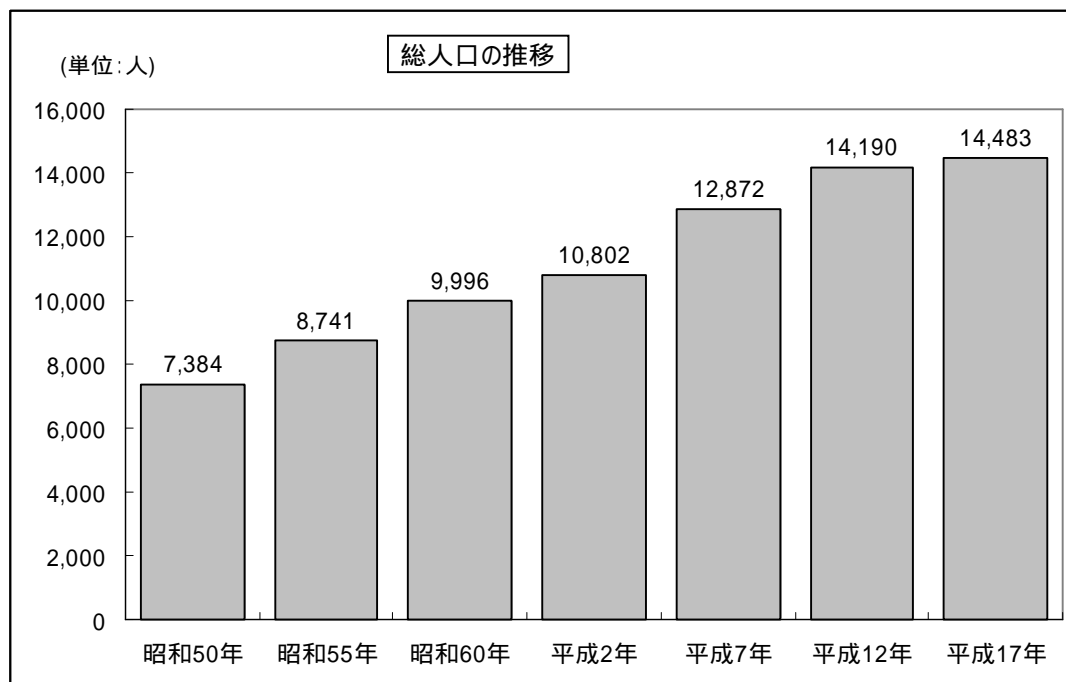
30 戸未満のミニ開発が多く、20 歳代から 30 歳前半の若い世代の転入者が多い地域であり、旧集落の町会では、夏祭り（だんじり）を毎年恒例行事として実施している。

青年団（16 歳～25 歳）と 26 歳から 70 歳ぐらいまでの人たちがつくっている団体があり、異年齢の子どもたちの交流が図られている地域である。

2. 人口の動向

(1) 人口の推移

平成 17 年の国勢調査による人口は、14,483 人となっており、平成 7 年から 10 年間で 1,611 人（11.2%）増と府内でも上位の人口増加率を示している。



資料：国勢調査

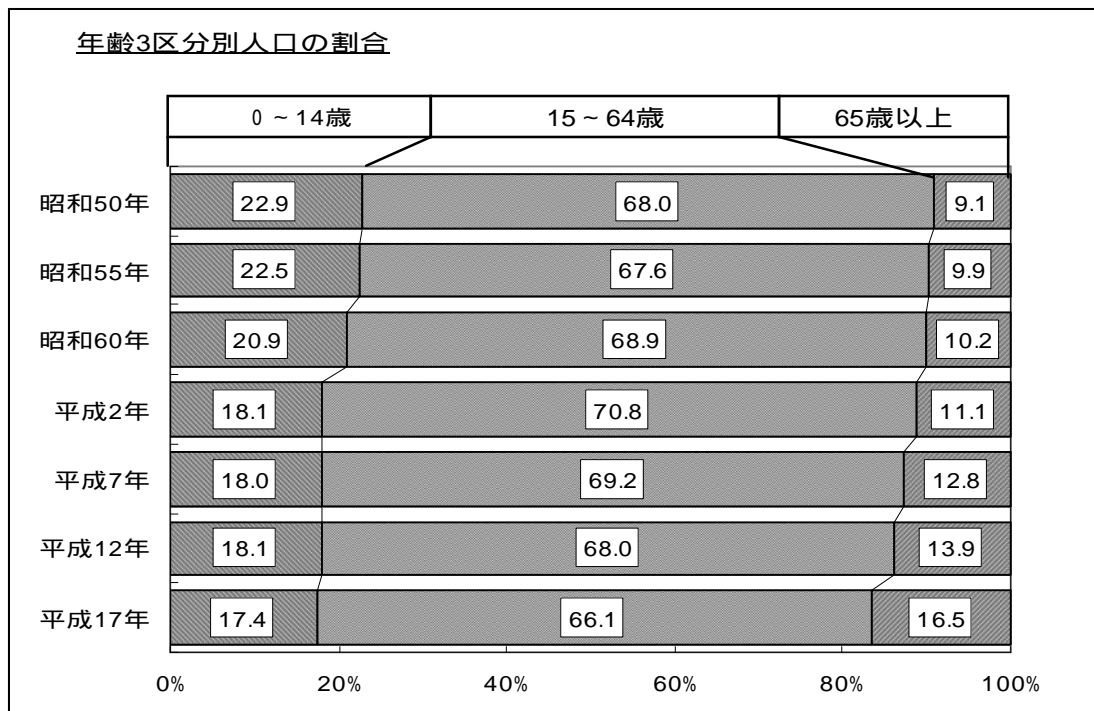
(2) 年齢3区分別人口の推移

平成 17 年度の国勢調査による人口構成は、年少人口 17.4%、生産年齢人口 66.1%、老年人口 16.5%となっており、同年の国勢調査による大阪府の人口構成（年少 13.7%、生産年齢 67.1%、老年人口 18.5%）と比べて、本町の少子高齢化は比較的緩やかな状況である。

（ 全国では、年少人口 13.7%、生産年齢人口 65.8%、老年人口 20.1%）

区 分		昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
人 数 (人)	年少人口 (0~14 歳)	1,688	1,970	2,089	1,960	2,318	2,570	2,519
	生産年齢人口 (15~64 歳)	5,018	5,908	6,886	7,648	8,901	9,645	9,570
	老年人口 (65 歳以上)	678	863	1,021	1,194	1,653	1,975	2,391
	総人口	7,384	8,741	9,996	10,802	12,872	14,190	14,483
割 合 (%)	年少人口 (0~14 歳)	22.9	22.5	20.9	18.1	18.0	18.1	17.4
	生産年齢人口 (15~64 歳)	68.0	67.6	68.9	70.8	69.2	68.0	66.1
	老年人口 (65 歳以上)	9.1	9.9	10.2	11.1	12.8	13.9	16.5
	総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査



資料：国勢調査

(3) 障がい者の状況

障がい者手帳所持者数の推移

平成13年以降の障がい者手帳所持者については、年々増加傾向にあり特に18歳以上の手帳所持者の増加が顕著である。

(単位：人)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
身体障がい者 手帳所持者数	18歳未満	12	11	11	10	8	9
	18歳以上	435	453	449	465	471	481
小計(1)		447	464	460	475	479	490
療育手帳所持 者数	18歳未満	-	19	19	27	22	24
	18歳以上	-	45	47	47	57	64
小計(2)		-	64	66	74	79	88
精神障がい者保健福祉手 帳所持者数(3)		12	15	18	16	24	30
合計(1)+(2)+(3)		459	543	544	565	582	608

(資料：福祉室(一部、大阪府からの資料提供による))

知的障がい者支援事業は平成15年度から町の事業となった。

手帳所持者数の種別推移

障がい者手帳の種類別の推移では、18歳以上の肢体不自由者に増加が見られる。

(単位：人)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
視覚がい害	18歳未満	1	1	1	0	0	0
	18歳以上	36	39	39	39	37	37
小計(1)		37	40	40	39	37	37
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	22	21	26	28	27	27
小計(2)		22	21	26	28	27	27
音声・言語・ そしゃく機能	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	6	8	7	8	9	9
小計(3)		6	8	7	8	9	9
肢体不自由	18歳未満	11	10	10	10	8	8
	18歳以上	268	275	272	277	285	300
小計(4)		279	285	282	287	293	308
内 部	18歳未満	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	103	110	105	113	113	108
小計(5)		103	110	105	113	113	109
合計(1)+(2)+(3)+(4)+(5)		447	464	460	477	479	490

(資料：福祉室)

等級別手帳所持者数推移

平成18年度の等級別では、4級が最も多く、次いで1級、3級、2級、6級、5級となっている。2級と3級の手帳保持者が増加傾向にある。

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1級	18歳未満	3	3	3	4
	18歳以上	109	115	114	114
2級	18歳未満	4	4	2	2
	18歳以上	72	74	79	82
3級	18歳未満	1	1	1	1
	18歳以上	79	80	81	87
4級	18歳未満	2	1	1	1
	18歳以上	127	129	134	133
5級	18歳未満	1	1	1	1
	18歳以上	31	33	32	31
6級	18歳未満	0	0	0	0
	18歳以上	31	34	31	34
合計	18歳未満	11	10	8	9
	18歳以上	449	465	471	481

(資料：福祉室)

療育手帳所持者数(平成17年度)

平成18年度の療育手帳所持者は、下表のとおりである。

	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
18歳未満	10	9	5	24
18歳以上	32	22	10	64
合計	42	31	15	88

(資料：福祉室(一部、大阪府からの資料提供による))

(4) 児童・生徒数の推移

国勢調査によると、0歳から5歳までの就学前児童については平成17年に減少に転じているが、6歳～17歳までの児童・生徒人口は、多少の変動はあるものの増加傾向が続いている。

0歳～5歳人口（就学前児童）の推移

0歳から5歳までの就学前児童については、昭和55年から平成12年までは増加傾向が見られたが、平成12年から平成17年の5年間で104人（約10.7%）の減少に転じている。

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳計
昭和55年	91	106	99	100	132	147	675
昭和60年	120	109	130	107	111	105	682
平成2年	115	112	123	131	131	124	736
平成7年	142	150	162	146	148	156	904
平成12年	134	156	168	172	170	174	974
平成17年	98	137	147	162	162	164	870

6歳～11歳人口（小学生人口）の推移

6歳から11歳までの小学生児童についても、平成2年に一時的な減少が見られたものの、平成7年以降には再び増加に転じている。

（単位：人）

	6歳(小1)	7歳(小2)	8歳(小3)	9歳(小4)	10歳(小5)	11歳(小6)	6～11歳計
昭和55年	151	158	148	151	150	136	894
昭和60年	135	121	126	156	162	179	879
平成2年	130	142	132	120	121	144	789
平成7年	148	154	161	168	158	155	944
平成12年	188	184	170	175	174	168	1,059
平成17年	185	183	175	169	181	194	1,087

12歳～17歳人口（中学生以上人口）の推移

12歳から17歳までの中学生以上については、昭和60年をピークに減少傾向にあったが、平成12年には再び増加に転じている。

（単位：人）

	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳計
昭和55年	140	132	131	125	119	120	767
昭和60年	175	182	171	162	151	163	1,004
平成2年	135	142	158	171	197	188	991
平成7年	163	165	142	148	172	162	852
平成12年	176	180	181	173	173	158	1,041
平成17年	197	186	179	179	169	175	1,085

3. 太子町における福祉の現状

太子町における福祉の現状について整理し、今後の計画に反映させていく必要がある。

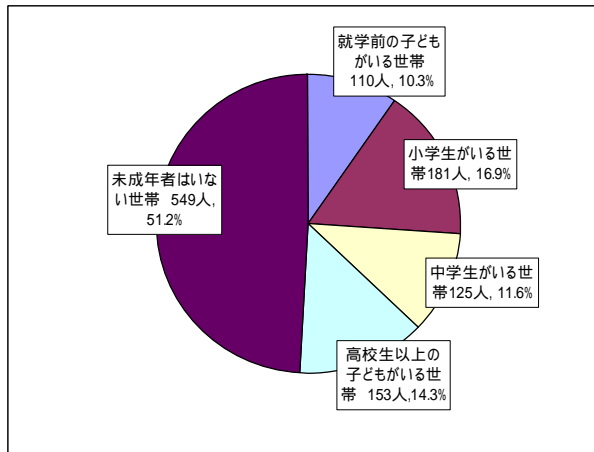
(1) 住民アンケート調査結果について

地域福祉計画策定にあたって、平成 18 年 10 月に実施したニーズ調査「住民参加の『福祉のまちづくり』を目指して」を実施した。以下はこのアンケート結果からの主な項目について整理を行った。

1. 家族の中の未成年者の有無について

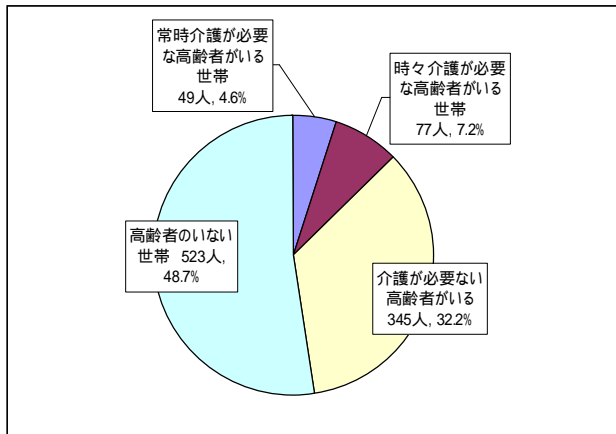
回答者の中で、子どものいる世帯は全体の約半数を占めている。

小学生のいる世帯は 16.9%、高校生以上の子どもがいる世帯は 14.3%、中学生のいる世帯は 11.6%、就学前の子どもがいる世帯は 10.3%の順になっている。



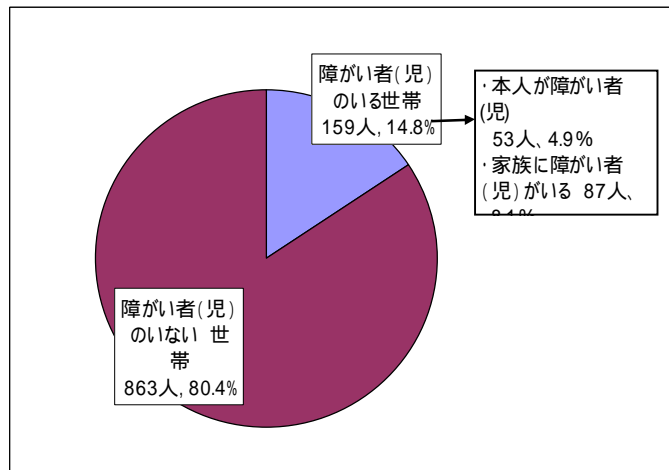
2. 家族の中の高齢者の有無について

回答者の中で高齢者のいる世帯は約半数弱である。介護が必要でない高齢者のいる世帯は 345 人 (32.2%)、時々介護が必要な高齢者のいる世帯は 77 人 (7.2%)、常時介護が必要な高齢者のいる世帯は 49 人 (4.6%) となっており、介護の必要な高齢者は、時々介護が必要であることをあわせると 11.8%となっている。



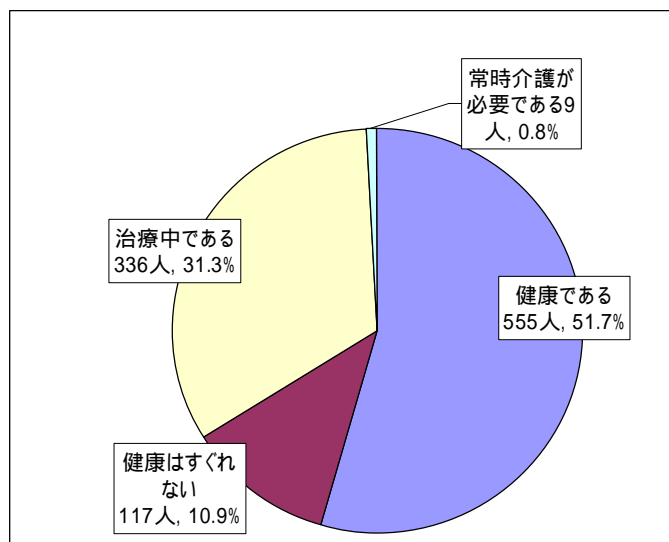
3. 家族の中の障がい者(児)の有無について

障がい者(児)のいる世帯は、回答者のうち159人(14.8%)である。そのうち本人が障がい者の割合は4.9%、家族の中にいると回答した人が8.1%である。



4. 回答者の健康状態

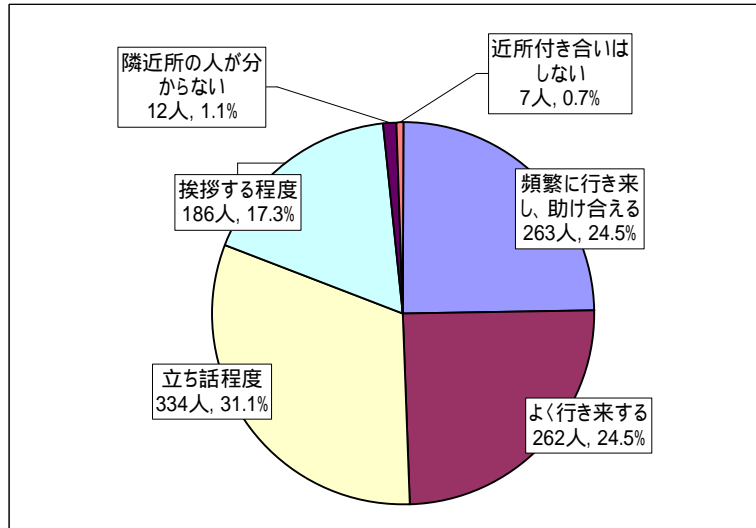
「健康である」と回答した人が過半数を占めている。「健康でない」と回答した人のうち、「治療中である」と回答した人が336人(31.3%)、「健康がすぐれない」が117人(10.9%)、「常時介護が必要」は9人(0.8%)となっている。



5. 近所付き合いについて

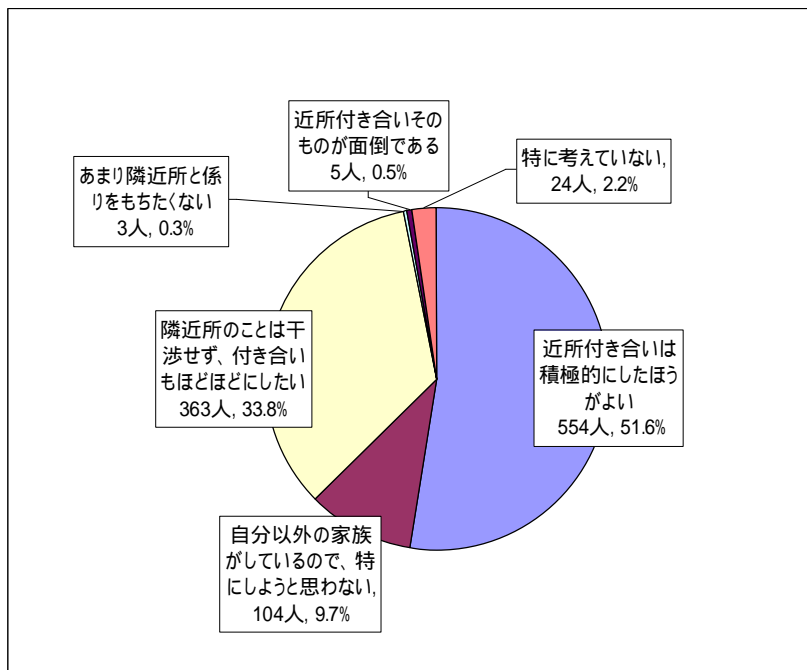
「頻繁に行き来し助け合える」と「よく行き来する」をあわせると49%に上っており、全体の約半数を占めており、地域のつながりの深さがうかがえる。

「隣近所の人分からない」、「近所付き合いはしない」と回答した人は僅か2%である。



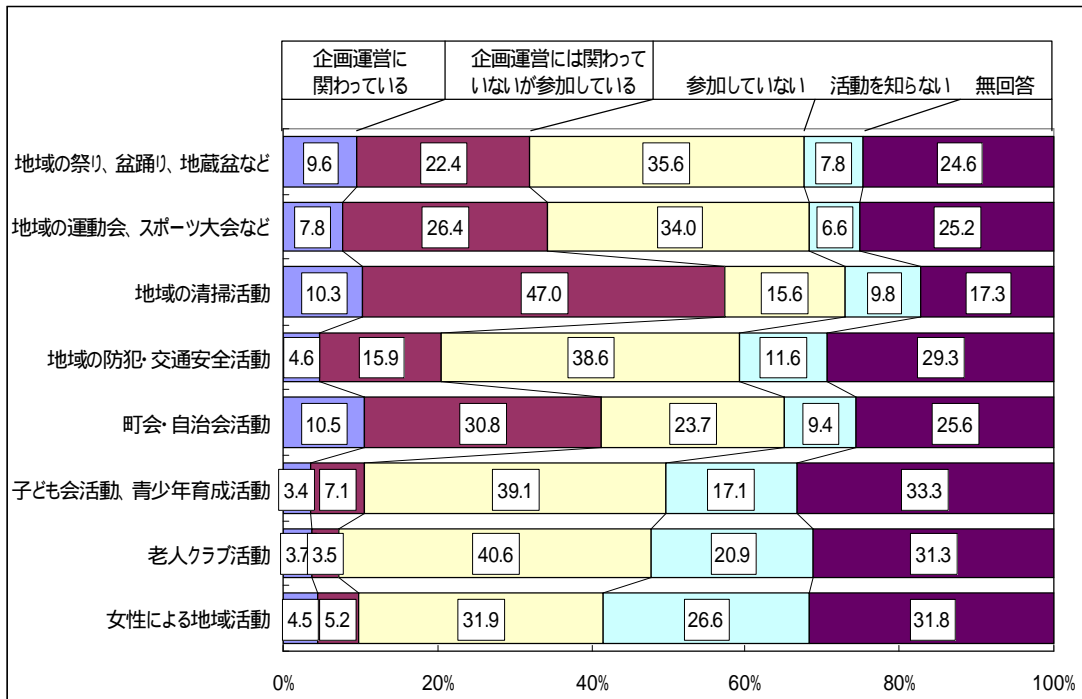
6. 近所付き合いについての考え方

近所づき合いについては、半数以上の人「積極的にしたほうがよい」と答えているが、「あまり干渉せずほどほどにしたい」といった消極的な意見も半数近くに上っている。



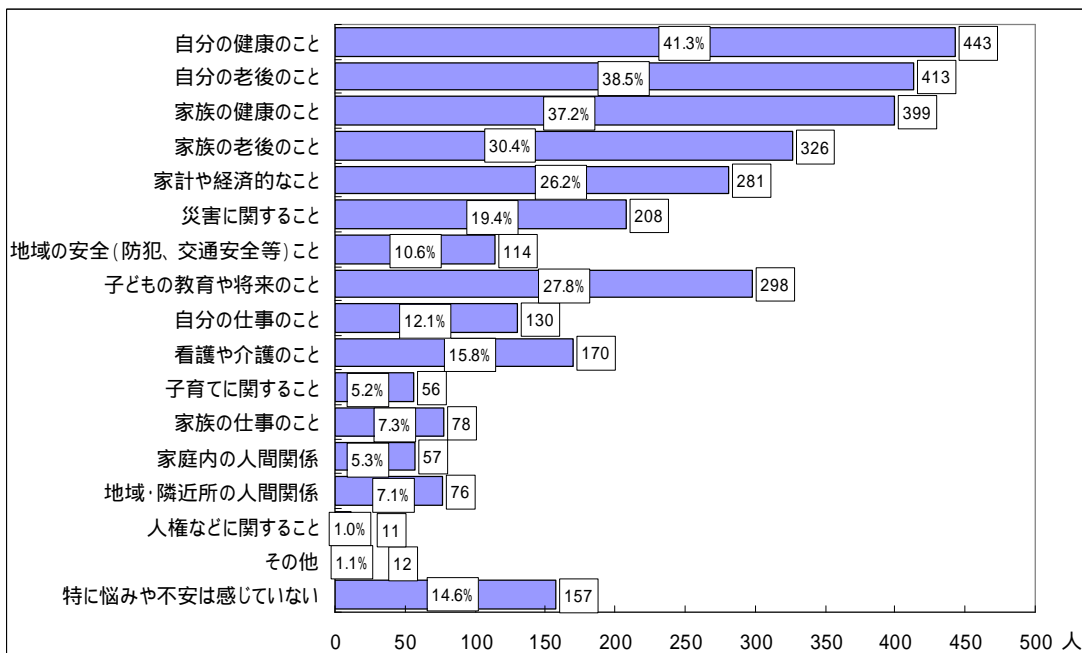
7. 地域活動への参加状況

「地域の清掃」、「町会・自治会活動」等は参加者が多く見られるが、「老人クラブ活動」、「女性による地域活動」、「子ども会活動」などの参加者は少なく、活動そのものを知らないという回答した人の割合が高くなっている。



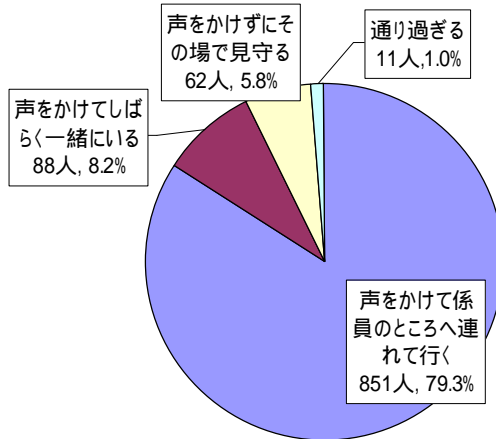
8. 日々の暮らしの中で、不安や悩みを感じたり困ったことについて

「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」、「家計のこと」、「子どもの教育や将来のこと」などの回答が上位を占めている。

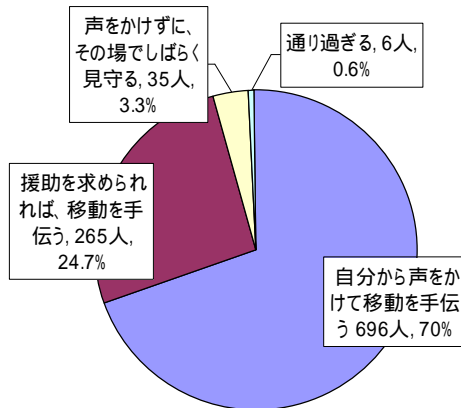


11. まちなかや電車やバスなどで、高齢者や障がい者、迷子などに出あったときの対応
 回答者のほとんどの人が、積極的に声をかけたり手伝うと答えており、知らないふりを
 したり通り過ぎると答えたのはわずかである。

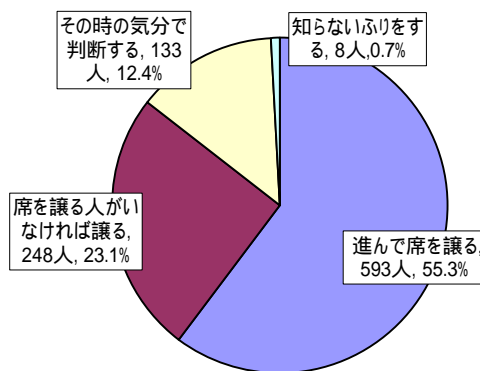
〔迷子を見かけたとき〕



〔車いすや白杖の人、子ども連れの人などを見かけたとき〕

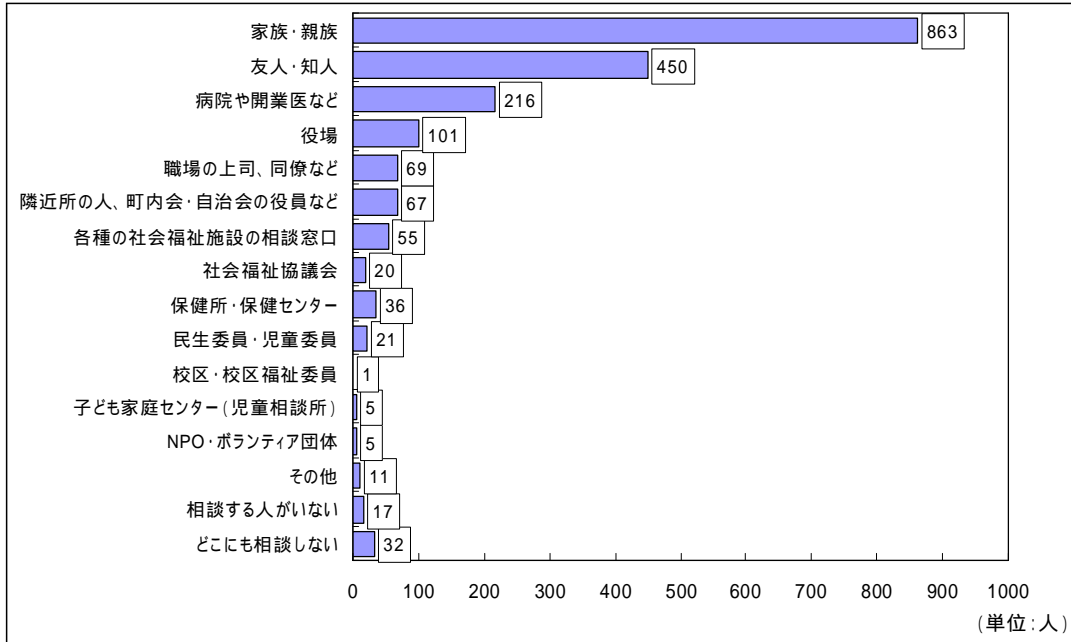


〔車内で高齢者や障がい者に席を譲るか〕



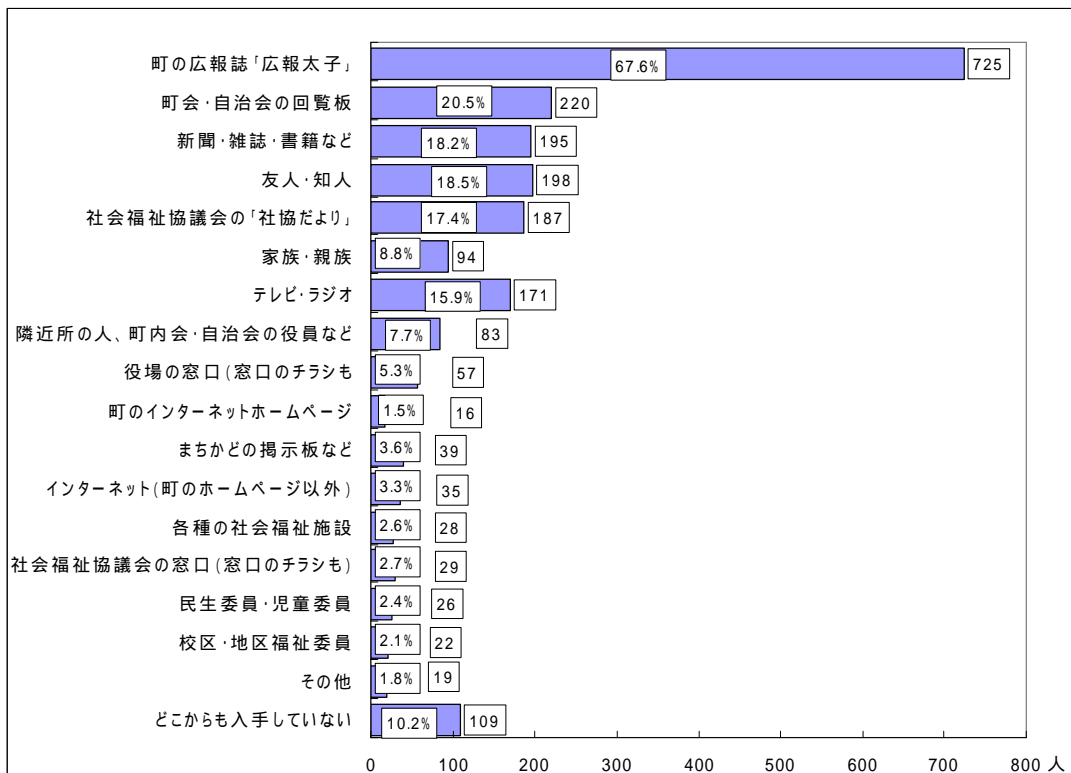
9. 不安や悩みなどを相談する場所

日々の暮らしの中での不安や悩みなどを相談する場所としては、「家族・親族」が圧倒的に多く、次いで「友人・知人」、「病院や開業医」の順になっており、専門的な相談窓口での相談は少なくなっている。



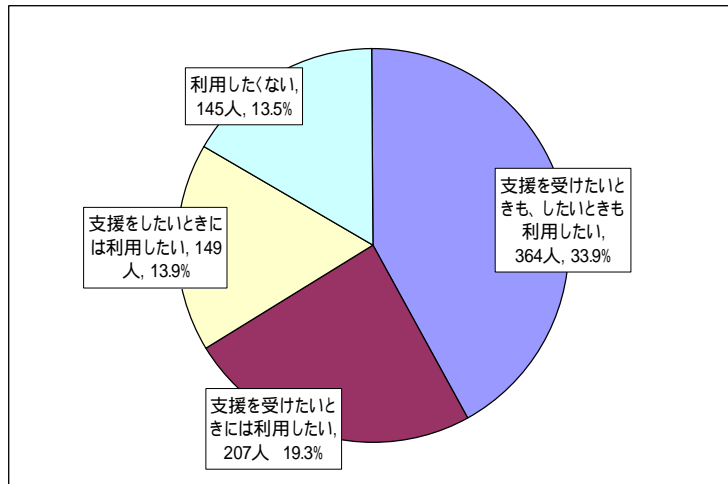
10. 福祉サービスに関する情報の入手先について

行政や福祉施設、NPO・ボランティア団体等が行っている福祉サービス情報の入手先については、町の「広報太子」が最も多く全体の70%弱を占めている。次いで、「町会・自治会の回覧板」、「新聞・雑誌・書籍」、「友人・知人」、「社協だより」の順になっている。



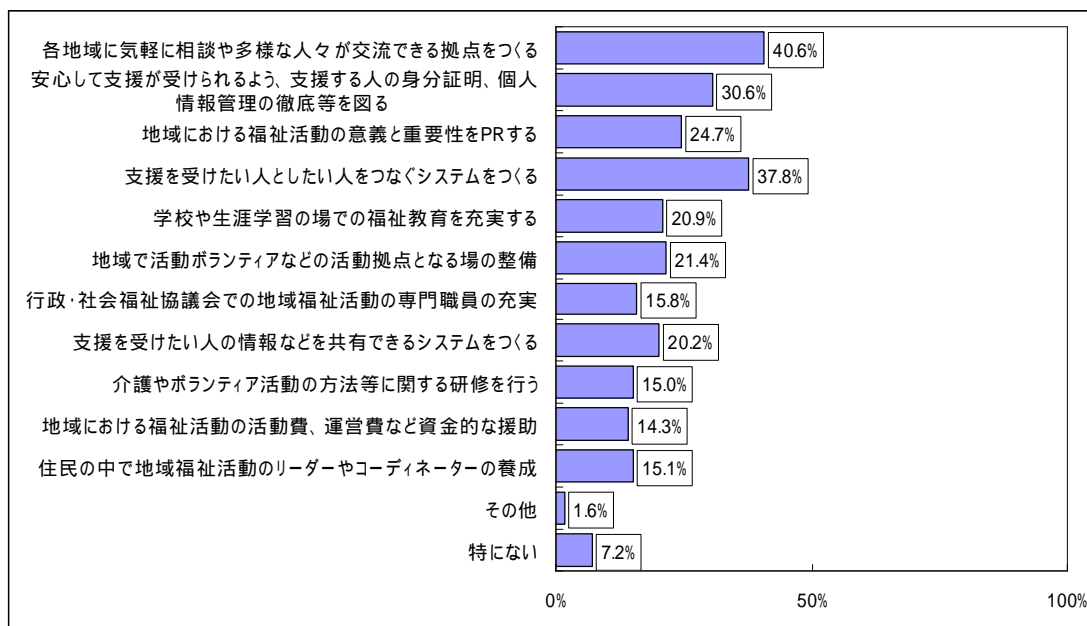
12. 子育て、介護など相互の支援（手助け）システムがあった場合の利用希望について

「支援を受けたいときも支援をしたいときも利用したい」との回答が 364 人となっている。「支援を受けたい時は利用したい」が 207 人、「支援をしたい時は利用したい」が 149 人となっており、「利用したくない」は全体の 13.5%の 145 人である。



13. “ともに生き・ともに支えあい・誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり”を進めるために重要なことについて

「各地域に気軽な相談や多様な人々が交流できる拠点をつくる」、「支援を受けたい人となりたい人をつなぐシステムづくり」、「安心して支援が受けられるよう、支援する人の身分証明、個人情報管理の徹底等を図る」、「地域における福祉活動の意義と重要性をPRする」、「学校や生涯学習の場での福祉教育を充実する」の順になっている。



(2) 太子町における地域活動の現状

太子町では、社会福祉協議会を中心に様々な住民活動が展開されている。また、民生委員児童委員による専門的な活動や障がい者（児）や高齢者などによる当事者団体による活動、福祉事業者等による活動など、様々な団体や個人が活発な地域活動を展開している。

地域福祉計画策定にあたって、平成 19 年 4 月に福祉関係団体のヒアリングを実施した。

社会福祉協議会を中心とした住民活動

- 小地域ネットワーク活動・・・3 地区（太子・春日・山田地区）に分けて活動
いきいきサロンの開催・・・25 ヶ所で開催 平成 18 年度には合計 113 回開催
- 地区福祉委員会活動・・・3 地区 47 町会で組織
- ボランティア活動・・・約 10 団体、約 150 人が活動している

民生委員児童委員・・・地域住民が困ったときの身近な信頼できる相談役としての地域活動

- 地域での個別相談援助活動
実態把握、相談、生活支援、行政への情報、情報提供、調整、行政への意見具申
- 町民生委員児童委員としての組織活動
- 社会福祉協議会と連携した小地域福祉活動
- 相談事業、行政情報提供事業
- 虐待や消費者被害等の早期発見、早期対応

当事者団体等における活動状況

- 障がい者団体
障がい者スポーツ大会、身体障がい者研修会、街頭キャンペーン、地域住民との交流、登下校の見守りパトロール、地域の障がい者への働きかけ、町内の諸活動への参加、防災訓練への参加、身体障がい者福祉協議会との連携
- 高齢者団体
健康部会活動（健康づくり 21 の実践）、環境美化活動、福祉を考えるつどい、いきいきサロンの世話係、ひとり暮らし高齢者への働きかけ、世代間交流 等

福祉サービス等の現状

相談支援事業、生活介護、作業（農園芸、室内、トレーニング）活動、地域住民との交流活動 中学校体験学習、ボランティア、婦人会との交流 関係機関や保育園との連携による家庭支援や虐待・障がい児の子育て問題等の相談、食育相談、子育て支援相談事業、家事援助、通院介助、心身障がい者在宅支援、ヘルパー派遣、ガイドヘルパーサービス、介護保険認定者への在宅支援、太子町「食」の自立支援事業、福祉輸送事業、認知症を対象にした介護予防講座

第3章 計画の基本理念と基本目標

地域福祉を推進するにあたっては、どのような地域をつくらうとしているのか、明確な方針となる理念を持つ必要があり、その理念に沿った基本目標をたてることにより、地域住民がその理念のもと基本目標に向かって、地域の生活課題に対して具体的な解決策を施策体系として組み立てることができる。

太子町の地域福祉計画では、基本理念、基本目標を次のとおり定める。

1. 基本理念

『 “ みんながつながる連携のまち - 太子 - ” すべての住民がいきいきと暮らせるまち 』

地域に暮らすすべての人と、地域にかかわりを持つすべての人と団体やグループが、お互いに交流し情報を交換し合うことで、地域の課題解決に結びつき、高齢になっても障がいがあっても幼い子どもを抱えていても、みんなが安心して暮らせるまちを支えあいによってつくる。

2. 基本目標

基本理念 “ みんながつながる連携のまち - 太子 - ” をめざし、次のとおり基本目標を設定する。

(1) “ 地域で支えあい、すべての人が健やかに安心して暮らせるまち ”

- 地域には、介助や介護、また支援を必要としている人達がいる一方で、自らの能力や経験を生かしたいと考えている人、実践している人など様々な人が暮らしている。
- お互いの人権や個人情報を尊重しつつ、地域の様々な課題や問題を共有していくことで、地域に暮らす人々が協力・連携を深め、支えあう土壌をつくりあげていくことができる。
- 地域の一人ひとりがお互いの生活やからだの状態、家族の状況などを認識することで、一人で子育てや介護で悩む人をなくしたり、お年寄りが孤独な生活を送ることがない地域づくりを創出していく必要がある。
- ボランティアや地域サポート体制の充実を図るとともに、地域に暮らすすべての人たちが、お互いが少しずつまわりに気を配ること、ちょっとした手助けで相互に支え合うことにより、みんなが安心して地域の中で暮らしていける地域社会を築いていくことができる。

(2) “ ふれあい、学びあいながらともに生きる社会づくりをめざすまち ”

- 地域には、異なった考え方や生活習慣、職業等多様な生き方をしている様々な人々が暮らしている。このように、多様な人々一人ひとりの人権や生き方などを認め合い、お互いの尊厳を大切にしていくことが基本である。
- そのためには、お互い一人ひとりの命の大切さや生き方を知り、理解することのできる場や機会の充実を図ることが必要である。
- その中で、お互いの人権や個人情報を尊重しつつ、個人や地域の持つ様々な課題や問題をお互いが共有し、自分たちの手で解決していこうとするためのシステム(交流や勉強会等)が必要となってくる。
- 地域住民の意識向上と自立を促し、地域社会への積極的な参加と参画を促していくことにより、住民相互の連携が強化し、ともに生きる社会づくりを促進させることができる。

(3) “ 地域資源(自然環境・社会的資源・人的資源)を活用したまち ”

- 地域には、豊かな自然環境と、学校や公園、集会所等の開催施設や、文化施設、工場や商業施設、事業所等の施設がある。
また、小地域ネットワーク活動をはじめ、各種ボランティア団体、各種サークルの活動等多くの人々が活動している。
地域における問題解決のためには、これらの地域資源を積極的に活用していく必要がある。
- 現在、地域や周辺に立地している様々な施設や基盤などに関する情報を調査し、整理することにより、有効に活用できることになる。
- 地域住民と行政、また企業や事業所などがお互いの役割分担を明確にしつつ、情報交換や交流を図り、相互に協力・連携を取りながら福祉課題の解決に取り組む必要がある。

(4) “ 環境をまもり環境と共生するまち ”

- 近年、気候変動やオゾン層の破壊、CO₂濃度の上昇などによる地球規模での環境汚染が進んでいるといわれ、地球環境の保護と資源の持続可能な利用といった国際社会に共通の課題に対処するために、国際的な努力が続けられている。
これらの地球規模による環境問題についてもその原因や解決策は日常生活に深くかかわっており、住民の環境意識の啓発やモラルの高揚に努める必要がある。
- 地域の生活環境やまちの美化については、地域の清掃活動などに地域住民が一体となって取り組むことで、相互の結びつきが深まり、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の安否確認につながる。また、ごみの不法投棄やごみのポイ捨てなどの防止に地域ぐるみで取り組み、住環境の美化に努める。

- 現在、地元住民有志による「唐川ホテルを守る会」が発足し、緑豊かな環境を守り、生態系に配慮した取り組みが行われているが、今後とも住民主導の環境保全を進め、町並みや環境に対する意識の向上をめざす必要がある。

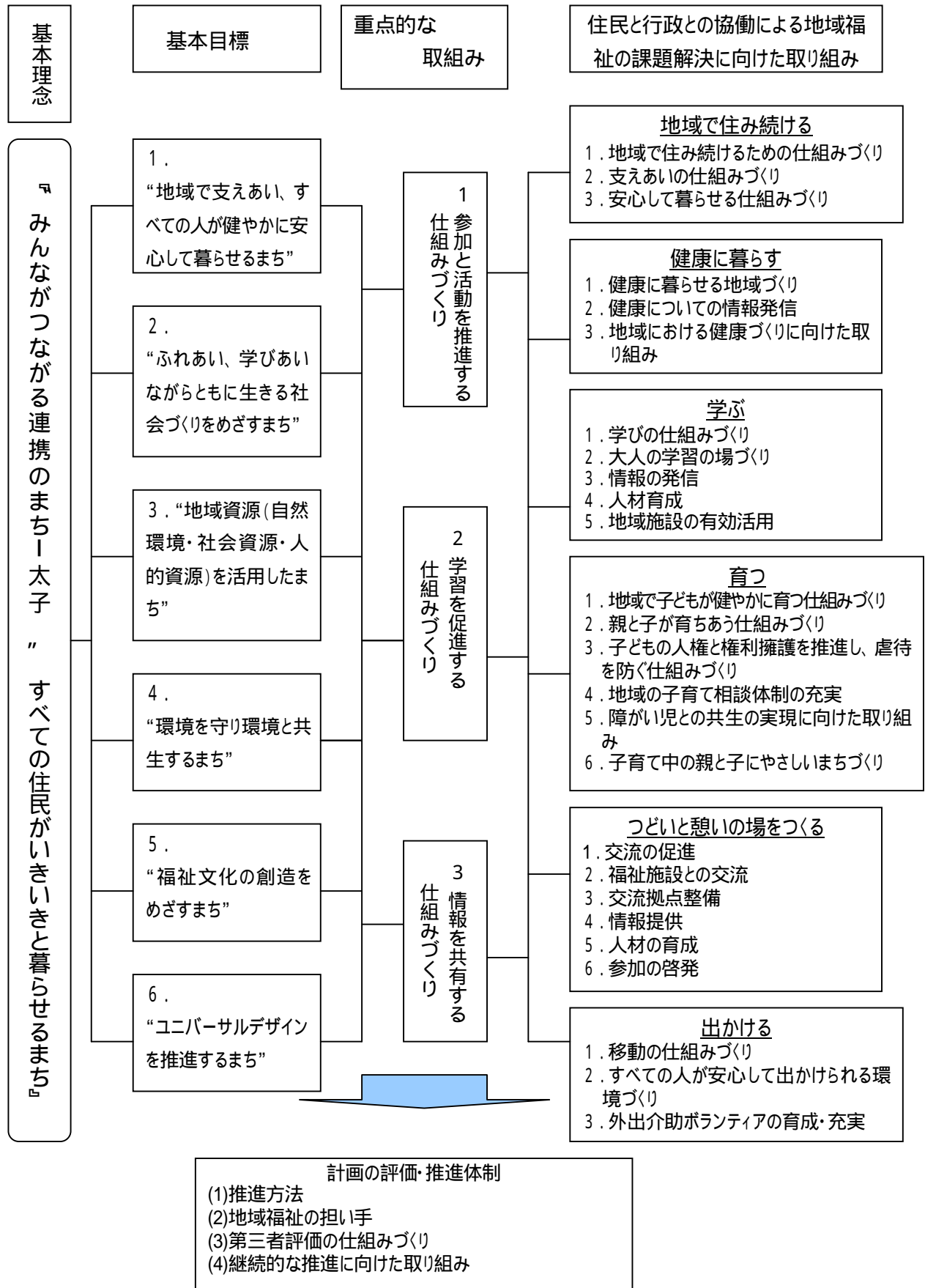
(5) “ 福祉文化の創造をめざすまち ”

- 地域に暮らす一人ひとりの生活課題やそれに対応するサービスの現状を、あるいは地域全体の課題を、地域に暮らすすべての人が、自分自身の問題として認識し、自らがサービスのあり方やその提供に対して主体的に関わることが重要である。
- また、それらの問題解決にあたっては、地域の様々な施設や企業・事業所なども協力・連携して取り組み、地域住民とのつながりや結びつきが強くなっていく。
- これらの活動を積み重ねることで、地域それぞれの個性を大切にした福祉文化を創造することができる。

(6) “ ユニバーサルデザインを推進するまち ”

- わたしたちの身の回りには、心理的、物理的なバリアをはじめ多様なバリアが存在しており、これらのバリアを取り除くため、行政をはじめ太子町にかかわりのあるすべての人々がお互いに連携した取り組みが必要である。
- すべての人がお互いに同じ目線で向き合えるよう、心のバリア（他者に対する差別や偏見、排除意識）を取り除くためには、人権学習や福祉学習を充実する必要がある。
- 障がいのある人、高齢の人、子育て中の人、子どもたちが積極的に社会参加ができるよう、道路や公共施設、店舗等のバリアをなくし、すべての人が安全で安心して暮らせるまちをつくる必要がある。

3. 施策の体系



第4章 計画の推進に向けた重点的な取り組み

地域福祉計画は、暮らしの場である「地域」を主体とする計画としてつくられ、地域住民相互の支え合いによって成り立つものである。

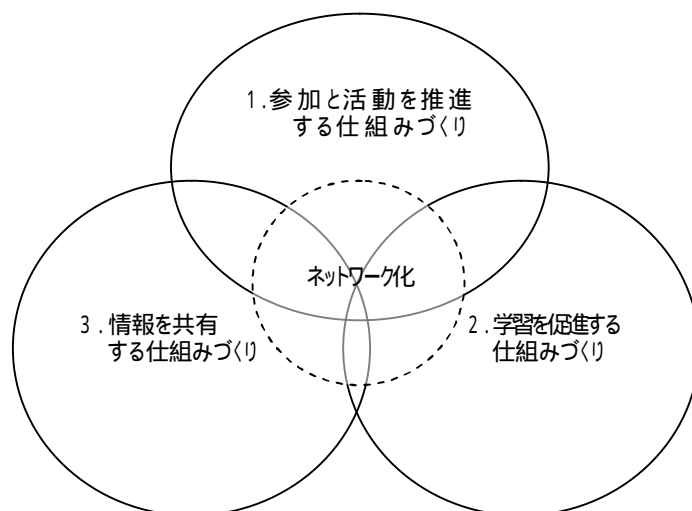
太子町では、地域福祉計画の基本理念を『“みんながつながる連携のまち - 太子 - ”すべての住民がいきいきと暮らせるまち』とした。

この基本理念を踏まえ、暮らしの場である地域で誰もが福祉意識をもち、主体的に福祉活動を展開していくために、住民、企業・事業者、団体、行政など、それぞれが担うべきこと、協働して進めることを明らかにしながら、支えあい・見守りの仕組み、人材の発掘・育成、人権意識や福祉意識の啓発、情報の共有の仕組みなど、個別で具体的な暮らしに関わる課題についての検討をすすめる。

地域福祉を実現させ継続させていくためには、地域の人々と様々な活動団体や地域組織が有機的な連携と、相互の情報交流、新たな活動へ向けた学習を行うとともに、人材の育成と次世代への活動の受け継ぎも欠かせない要素である。これまで、暮らしイメージの中で個々バラバラの活動について検討してきたが、福祉ネットワークが推進されるための重要な取り組みとして、1．参加と活動を推進する仕組みづくり、2．学習を促進する仕組みづくり、3．情報を共有する仕組みづくりの3つの仕組みについて整理していく。

地域住民の自発的で多様な活動を展開するために、行政をはじめ社会福祉協議会や関係機関による迅速で的確な情報提供と活動支援は不可欠であり、住民と行政の連携と信頼関係を築くことにより地域福祉計画の実現が可能になる。

〔福祉ネットワークの三つの重点的な取り組み〕



1．参加と活動を推進する仕組みづくり

地域に暮らすすべての人びとが、健康で安心して地域生活を送ることができるよう、住民相互の一体感やきずなを強めるとともに、住民の福祉意識や健康意識を高め一人ひとりの自立や自覚を促し、住民自らの参画による地域社会の形成を図る必要がある。

そのためには、相互の支え合いや見守りの仕組みづくりと、誰もが自らの意思で楽しみながら参加できる催しや活動が、地域の様々な場所で展開され、次の世代へと受け継がれ発展していくための仕組みづくりが必要である。

また、地域に暮らす住民の一人ひとりが、「自らの健康は自らつくる」ことを意識し、日常生活の中で主体的かつ継続的な健康づくりをすすめていく活動を様々な場で展開して行く必要がある。太子町の豊かな自然を生かした歩くイベントの開催や、ふれあいサロンやつどいの場での地域リハビリ活動など、健康づくり活動を積極的に展開していく必要がある。

2．学習を促進する仕組みづくり

かつては地域の共同体がそれぞれの地域で、自分達の住んでいる地域の人々の暮らしや子どもたちの成長、高齢者の安否確認など大きな役割を担い、地域で暮らす一人ひとりが地域の一員としての役割を果たしていた。

地域共同体としての意識が薄れていく中で、地域で抱えている課題や課題解決のために何をしたらいいのかといったことを一緒に考えていく機会や仕組みが崩れてきており、地域の人たちも地域社会の一員であるといった自覚が希薄になってきている。

地域住民が、自ら地域社会の一員であることの自覚を促すための学習の場や機会と、新たな地域共同体をつくるための仕組みが必要である。

また、障がい者や高齢者に対する無理解や偏見を無くすための学習活動や啓発活動の展開や、子ども達の福祉意識を育てるための福祉教育のあり方などの取り組みが必要である。

3．情報を共有する仕組みづくり

生活や福祉に関する多様な制度やサービスなどについては、広報をはじめ行政の主催する講座や説明会の開催など、様々な形で住民への情報提供を行っている。しかし、一方では、必要な人に必要な情報が伝わっていないという状況や、内容が分かりにくいといった指摘もされている。今後は、広報などの内容を充実することや、情報が全ての住民に確実かつ迅速に伝わるシステムの構築が求められている。

また、生活や福祉に関するサービスを必要とする人が、サービスの提供者と対等な立場で自ら選択決定できるために、十分な情報提供が身近で気軽に得られる仕組みづくりと、プライバシーを守りながら地域の人たちが見守り、手助けできるような仕組みをつくるための情報の共有化を進めるとともに、情報が伝わりにくい人への支援の仕組みを充実させる必要がある。

第5章 住民と行政との協働による地域福祉の課題解決に向けた取り組み

地域で住み続ける・・・高齢になっても子育て中でも障がいがあっても誰もが地域で暮らせるため

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションのまちをめざす ・認知症や障がいに対する理解を深める ・地域での見守り体制の確立 ・子育てを楽しみながら地域で暮らす ・ボランティア、住民活動の振興 ・ふれあいサロンの各地域での展開 ・介護者・当事者の相互連携システムの検討 ・一人暮らし老人を地域で支える ・障がい者の家庭の見守り体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・サポート体制の充実 ・心のバリアフリーをはぐくむ ・介護者、障がい者などの組織づくり ・24時間安心サービスの設置 ・介護サポートシステムの充実 ・地域産業の振興と高齢者や障がい者との交流 ・住民に漏れなく情報が伝わる仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ・人権意識・福祉意識の啓発 ・地域で障がい者が自立する仕組みづくり ・相談体制・苦情解決体制の確立 ・地域での福祉教育の実施 ・社会福祉協議会活動の支援 ・高齢者や障がい者の働く場の確保 ・誤解や偏見をなくすための方策の検討 |
|---|---|--|

<地域で主体的に取り組む>

<協働で取り組む>

<行政が主体的に取り組む>

1. 地域で住み続けるための仕組みづくり

高齢者や障がい者、子育て中の人たちが住みなれた地域で住み続けるためには、様々な人々に対する理解が必要であるとともに、地域での見守りや支えあいによって地域で住み続けることが可能になる。

高齢者や障がい者の人権が尊重され、排除されることのない地域をつくるため、近隣住民が互いの顔が見えるような地域で暮らし、ふれあうことにより相互理解を深め、支えあいの信頼関係を築いていく。

2. 支えあいの仕組みづくり

地域には、子育てや介護をはじめとして、様々な課題や問題を抱えた人、既存のサービスや取り組みだけでは十分でない人たちがいる。

さらに、様々な制度や仕組みのすきまにあり、支援を必要としながらサービスや支援が受けられない人がいる。これらの課題を解決するために、地域住民の主体的な活動による支援と、公的な制度やサービスが相互に関連しあっていくことが必要である。

また、地域には様々な価値観をもった人たちが暮らしており、地域の中で孤立したり閉じこもりになったりしないよう、お互いを支えあうためには、多様な価値観を持った地域住民が地域の福祉課題について話し合い、共通課題を得る場が必要であり、そうした場を含めた地域活動や催しに、地域に暮らすすべての人が参加できる仕組みづくりを考える。

3. 安心して暮らせる地域社会づくり

最近、高齢者を狙った消費者被害やひったくり、子どもに危害を加えたり連れ去ったりするといった被害が増加している。安心して暮らせる地域社会を確立するためには、地域住民の連携による防犯や防災の取り組みをすすめるとともに、警察や消防などの専門機関との連携を強化し未然に防ぐことが重要である。

<地域で主体的に取り組む>

1. 地域で住み続ける仕組みづくり

顔をあわせたらお互いに挨拶や声をかけあい、地域住民の連携を深める。
地域ぐるみの支えあいや地域の人々の相互理解をすすめる新たな近隣関係を築く。
日頃から隣近所の顔が見える地域づくりを通して、高齢者や障がい者が孤立することなく、地域社会の一員としていきいきと暮らせる地域づくりに努める。
高齢者や障がい者が排除されることなく、その人らしく暮らせる人権尊重の地域づくりをすすめる。

2. 支えあいの仕組みづくり

子育て家庭を地域の皆で支えあい、子育てが楽しみながら暮らせる地域づくりを目指す。
ひとり暮らしの高齢者や障がい者の家庭の見守り、支えあう仕組みをつくる。
個人のプライバシーを尊重しながら、日常生活の中での手助けを行うご近所ボランティア活動や、自治会などの活動を中心に住民相互の見守り体制をつくる。
いきいきサロンを子育て中の人や障がい者など、あらゆる人が参加できるようにする。
地域とNPO、ボランティア、民生委員児童委員、地域活動グループ等がお互いに連携し地域での支えあいをすすめる。

3. 安心して暮らせる地域社会づくり

子どもたちをはじめ地域住民の安全を守るため、地域で連携して防犯や防災に努める。
地域住民による、幼稚園、小学・中学生の登下校(園)の見守りを充実する。

<協働で取り組む>

1. 地域で住み続ける仕組みづくり

高齢者や障がい者が排除されることなく、その人らしく暮らせる人権尊重の地域づくりをすすめる。
必要な情報が必要な人に確実に伝わるための仕組みづくりと、情報が伝わりにくい人のための情報ボランティアなどの育成を考える。
施設に入所している障がい者や高齢者が地域で暮らしていくために、受け入れや見守りができる人材や場所をつくる。
地域ぐるみで災害救援活動を行うための啓発を行う。

2. 支えあいの仕組みづくり

学校と地域が連携し、子どもを犯罪や危険から守る体制をつくる。
親の介護や障害のある子どもの介護などで疲れた保護者や介護者への支援の仕組みをつくる。
児童や高齢者の虐待を未然に防ぐために、保護者や介護者への支援の仕組みをつくる。

3. 安心して暮らせる地域社会づくり

地域防犯・防災活動を進めるために、警察、消防などの専門機関との連携を強化し、安全な地域づくりを強化する。

<行政が主体的に取り組む>

1. 人権意識の周知徹底

人権意識や福祉意識の啓発のための講座などを開催する。
あらゆる相談や苦情解決に迅速に対応できる相談窓口を充実させる。
あらゆる機会を通して、誤解や偏見をなくすための啓発を行う。

2. 高齢者や障がい者が自立した生活を送るための支援

定年後の高齢者や障がい者が地域で自立した生活が送れるように、就労の場の紹介や就労した後には職場に定着するための支援を行う。
障がい者が就労するための情報の収集と発信を充実させる。
高齢者が地域で元気に暮らせるように、地域包括支援センターでの総合相談体制の充実を図る。

健康に暮らす・・・いつまでも快適で生き生きできる環境づくり

<地域で主体的に取り組む>

<協働で取り組む>

<行政が主体的に取り組む>

- ・町民の健康意識の向上(健康創造)
- ・健康づくりのための町民活動の実施
- ・健康学習の実施
- ・健康に関する正しい情報の入手

- ・町民の健康を守るための健康教室の開催
- ・気軽に参加できる講習会や教室の充実

- ・介護予防対策の推進
- ・健康づくり相談体制の確立
- ・生活習慣病予防体制の充実
- ・保健・医療・福祉の連携体制
- ・母子保健対策の推進
- ・地域医療体制の充実

1. 健康に暮らせる地域づくり

地域の中で安心して暮らし続けるためには、「自らの健康は自分でつくる」という意識のもと、地域の中で健康づくりの取り組みをすすめる。

また、健康に留意して自らの健康に関する意識を高め、いきいきサロンや老人クラブなどの場を活用して健康づくりを推進する。

2. 健康についての情報発信

個人が自らの生活習慣を見直し、より健康的な生活習慣を選択するためには、健康に対する正しい適切な情報が十分に提供される必要がある。

氾濫する健康情報の中から、有効な健康情報が把握できるよう地域の医療機関や保健福祉機関等と連携した情報発信の充実と、健康教室や講演会などを展開する。

また、生活習慣病の予防や母子の健康づくりへの支援、健康づくりの相談体制の確立を図ることが重要である。

3. 地域における健康づくりに向けた取り組み

住まいの身近な場所で、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる内容で健康づくりのつどいなどに取り組む。

たとえば、寸劇や映像などを取り込んだ食生活や栄養、生活習慣病予防講座や、スポーツインストラクターなどによる健康づくりに有効な運動などの講習、医師や保健師による健康診査や健康相談など遊び心のあるイベントを開催する。

<地域で主体的に取り組む>

1. 健康に暮らせる地域づくり

自らの健康は自分でつくるという意識のもと、地域の中で健康づくりの取り組みをすすめる。

2. 地域における健康づくりに向けた取り組み

地域で健康で安心して暮らし続けるために、いきいきサロンや老人クラブなどの場を活用して、健康学習をすすめる。

健康のためのウォーキングやそれに関連したイベントに取り組む。

地域住民が健康についての正しい情報を入手するために、地域の集会所などを活用した情報提供の場を設ける。

<協働で取り組む>

1. 健康に暮らせる地域づくり

地域で健やかに暮らすために、適切な福祉サービスが受けられる体制をつくる。

福祉サービスの適正な利用を図るため、第三者による福祉サービスの評価を実施し公表する。

利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指す福祉オンブズマン制度を充実させる。

福祉サービスの利用者から、サービス内容などについての相談を受け、その対応に取り組む。

2. 健康についての情報発信

地域の医療機関や保健センターなどが連携して健康についての正しい情報を発信する。

誰もが気軽に参加できる内容の健康教室などを開催する。

生活習慣病予防講座や健康づくりに有効な運動などの講習やイベントなどを、医師や保健師、スポーツインストラクターなどの指導により開催する。

<行政が主体的に取り組む>

1. 健康に暮らせる地域づくり

高齢者が要介護状態になることを予防するための介護予防対策を推進する。

定期的な健康診査や健康教育を実施し、住民の生活習慣病予防体制の充実を図る。

保健センター、福祉センターを拠点にした乳幼児健診や介護予防事業をはじめとした健康づくりをすすめる。

安心して出産・育児ができるよう、母子保健サービスの充実や母子保健医療体制の整備、育児不安解消のための相談体制の充実を図る。

2. 健康についての情報発信

住民の生活習慣を改善することで発病の危険を減少させ、発病予防に努め、積極的な一次予防を推進する。

学ぶ・・・知り合い、学びあい、ともに高めあうために

<地域で主体的に取り組む>

<協働で取り組む>

<行政が主体的に取り組む>

・体験学習の実施
・ボランティア啓発講座
・各ボランティア団体の交流・連携
・住民とボランティア団体との交流

・生涯学習の充実
・まちづくり学習会の開催
・定年退職前・後の生きがい活動啓発
・気軽に参加できる講習会や教室の充実
・情報収集と提供

・障がい者(児)との共生教育
・地域での福祉教育の実施

1. 学びの仕組みづくり

学校における、人権、福祉、ボランティア等についての学習は、福祉意識を高めていくために重要であり、今後も取り組みを促進する必要がある。

また、今後さらに福祉学習をすすめるために、学校と連携して子どもたちを地域活動に参加させることで、子どもたちの福祉意識がさらに高まっていくことに繋がる。

さらに、子どものときから障がい者(児)とともに学ぶことを通じて、障がいについての正しい認識を身につけるとともに偏見をなくし、人権意識を育むことができる。

学校では、すべての児童、生徒一人ひとりがかけがいのない存在として、共に育つことを喜び合える心をはぐくむことが重要である。

2. 大人の学習の場づくり

高齢者の生活が豊かなものであるためには、安心して生活できる基盤が整うとともに、一人ひとりの価値観が尊重され、生きがいを持って暮らせることが重要である。

退職後の高齢者が地域の一員として生活していくために、地域の福祉や医療、財産管理などについての新たなニーズに対する講座の開設や、地域活動情報の発信とともに、地域活動へ参加するための意識変革を促す仕組みをつくり出すことが大切である。

さらに、福祉意識や人権意識を育むために、多くの人びとが興味を持てる内容を持った福祉祭りや講演会などを開催することも重要である。

また、講演会や講習会には子育て中の保護者や高齢者や障がい者(児)を介護中の方でも気軽に参加できるように、保育や介護のボランティアなどを利用できるようにすることも重要である。

3. 情報の発信

退職後の高齢者や、新たに他地域から転入して来た人たちは、なかなか地域社会に溶け込めないで疎外感を感じている場合が少なくない。少しでも早く地域社会に溶け込めるように、また、地域活動に積極的に参加できるよう、地域でよりよく生活していけるための生活情報や地域活動情報、福祉施設やボランティアなどの情報を発信していくことで、地域の一員としての意識が芽生える。そのために、誰もが利用しやすい情報発信をしていくことが必要である。

4．人材育成

ボランティア活動や地域活動などを行う活動場所などの情報は、まとまった情報としては住民に伝わりにくいものとなっている。個々に活動している人たちの活動情報や、福祉施設や集会所などの場所についての情報を整備するとともに、これらの人材や場所をつなぐコーディネーターの養成が重要である。

また、福祉施設に入所している人や児童などの心理的不安を取り除くためのボランティアなどの人材育成や、地域での受け入れのためのコーディネーターの養成が重要である。

今後、新たに福祉活動を担う人材の発掘や育成のためには、単に福祉の視点だけでなく、これらの様々な活動や取り組み、さらには生涯学習や文化活動などの活動の仕組みの中に、福祉活動がうまく組み込まれていく必要がある。

これらの地域活動を継続していくためには、地域活動への参加が比較的むづかしい 20 歳代から 50 歳代の年代層が参加しやすくなるための環境づくりや、これから活動を担っていく新しい人たちや子ども達が地域の中で育っていく仕組みづくりが必要である。子ども達が、地域の中で自主的に課題に取組み、自分達で地域活動の仕掛けやプログラムを作っていくことなどを通して、地域のリーダーとして育っていく仕組みをつくる必要がある。

5．地域施設の有効活用

自治会集会所や町内の他の施設などの利用については、施設の運営管理の仕組みを考えるとともに、施設マップの作成などに取り組む。

<地域で主体的に取り組む>

1. 学びの仕組みづくり

子どもたちの福祉意識の向上のため、学校だけでなく地域活動への参加などきっかけをつくる。ボランティアや福祉活動などを継続させるために、楽しく活動できる環境づくりを目指す。ボランティア団体同士の交流や連携を進めるとともに、住民とボランティア団体の交流をすることでお互いの活動を理解しあえる土壌をつくり出す。

2. 大人の学習の場づくり

子どもたちから尊敬され、子どもたちから将来そのようになりたいと思われる親になるために、人としてのマナーや大人としての自覚を身につけるため、親育て、子育てに関する講座や講演活動などを、イベントや地域活動などに盛り込み、楽しく身につけていく仕組みを考える。

3. 情報の発信

退職後の人たちや、太子町に転入してきた人たちに、地域社会でよりよく生活していくための知恵を情報として発信していく。

4. 地域施設の有効活用

自治会集会所などを有効に活用するための仕組みを地域住民が自ら考えていく。

<協働で取り組む>

1. 学びの仕組みづくり

子どもたちの福祉意識の向上のため、学校だけでなく地域活動への参加などきっかけをつくる。ボランティアや福祉活動などを継続させるために、楽しく活動できる環境づくりを目指す。学校・地域・社協の連携により小・中学校の福祉学習の充実を図る。

2. 大人の学習の場づくり

退職後の人が地域で生活していくために必要な、福祉や医療制度、財産管理などについて学びなおすための、講座などを開設する。

3. 情報の発信

町内のボランティアなどの人材や福祉施設、集会所などの場所等の情報を集約整理して誰もが利用しやすいものとする。

4. 人材育成

点在している人材や場所を有機的に繋ぎ、コーディネーターを養成する。ボランティアなどの人材育成や、施設に入所している障がい者(児)や高齢者を地域で受け入れるためのコーディネーターを養成する。子ども達が、地域の中で自主的に課題に取り組み、地域のリーダーとして育っていく仕組みをつくる必要がある。

5. 施設の有効活用

公共施設等を地域活動やボランティア、NPOなどの活動に利用できる仕組みを考える。

<行政が主体的に取り組む>

1. 学びの仕組みづくり

小・中学校で障がい者(児)とともに学ぶことを通じて、障がいについての正しい認識を身につけて偏見をなくし、人権意識をはぐくむ。学校での体験学習を福祉施設等で継続して実施する。

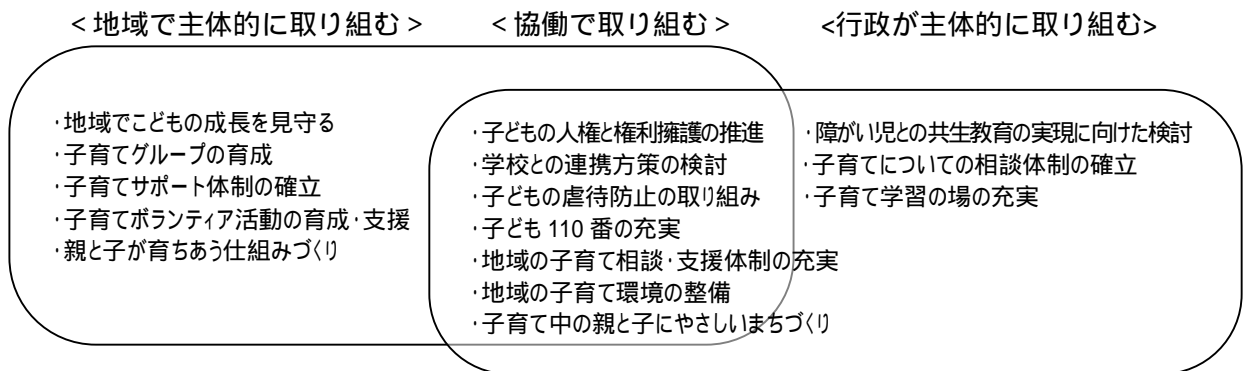
2. 大人の学習の場づくり

親としての生き方や行動などを考えるきっかけづくりの一環として、親学習の講習会や学習会の場を設ける。

3. 情報の発信

行政情報を分かりやすく発信する。冊子などは要点をまとめて読みやすいものにする。

育つ・・・子どもが地域の宝として大切にされ見守られながら健やかに心豊かに育つために



1．地域で子どもが健やかに育つための体制と仕組みづくり

核家族化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化がすすむとともに、地域での子育て機能が失われつつあり、子どもたちの多くは勉強やクラブ活動などに追われ、地域社会の一員であるという自覚がなくなっている。

子どもたちが地域社会の一員であるという自覚を養い健やかに育つためには、子どものときから地域の人たちと一緒に地域活動に参加するとともに、子ども会活動などの運営にも地域の人たちと一緒に参加するなど、地域活動を活性化していく必要がある。

とりわけ、子どもたちの自由な遊びを尊重し、子どもの自主性、協調性、創造性を育てるために、安心して遊べる場づくりは重要である。

2．親と子がともに育ちあう仕組みづくり

地域ぐるみで子育てを行える環境づくりのため子育ての教訓や知恵の伝承ができる場づくりや、地域の子育て経験者や専門家などの人材発掘と子育て中の親への情報発信が重要である。

子どもたちから尊敬され、子どもたちが将来そのようになりたいと思われる親になるための人としてのマナーや大人の自覚を身につけるため、親育てと子育てに関する講演活動などを、イベントや地域活動に盛り込む仕組みづくりをすすめる必要がある。

また、地域の祭りやイベント活動の準備段階から親子で参加・交流する仕組みや、お年寄りから子育て中の親と子がいつでも参加し交流できる場づくりが必要である。

3．子どもの人権と権利擁護を推進し虐待を防ぐ仕組みづくり

学校や地域社会における子どもの人権を尊重し、いじめや差別など子どもの人権侵害の発生を防止するため、児童や生徒への人権教育を実施し、一人ひとりがお互いの人格を認め合う意識を育てることが重要である。

また、児童虐待やいじめ、痴漢、誘拐、性暴力などあらゆる暴力行為に対して、子どもたち自身が身を守る力を引き出すための啓発活動や情報提供を行う。

さらに、近年急速に増加、複雑化している児童を取り巻く様々な問題（虐待など）を未然に防ぐため、要保護児童対策地域協議会による親や家族への支援体制の充実を図る。

4．地域の子育て相談体制の充実

核家族化などにより地域で孤立しがちな子育て家庭の育児不安や孤立感を防ぐため、地域社会や行政、医療機関、保育園や幼稚園、学校などあらゆる機関や人々が相互に連携を取り合い、子育ての悩みや不安、子どもの発達についての相談体制を充実し、安心して子育てができる環境整備をすすめる。

また、虐待やいじめを受けている子どもが、被害から身を守るための相談窓口の所在地や電話番号などを子どもに教えておくことで、自分の意思で相談に行くことができる。自分で行くことができない乳幼児などについては、保育所や幼稚園、学校、地域社会で常に子どもたちの様子を把握し、虐待やいじめを未然に防ぐことが大切であり、相談することで子どもたちが被害を受けないような配慮のもとで行うことが重要である。

5．障がい児との共生教育の実現に向けた取り組み

障がいのある児童・生徒や難病を抱える子どもたちが、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての子どもが出生・乳幼児期から心身の成長を経て自立にいたるまで、家族とともに地域社会の一員として、自分らしく生きる力を高めることができることを目指す。

また、障がいに対する偏見や差別をなくし、障がいについての正しい認識を身につけるために、学校で障がい者（児）との共生教育の実現に向けた取り組みは重要である。

6．子育て中の親と子にやさしいまちづくり

子育て中の親や子どもをはじめ、すべての人々が差別や偏見・排除意識をなくして、同じ目線で向き合えるよう心のバリアを取り除き、すべての人々が幸せな生活ができるノーマライゼーションのまちづくりを進めるとともに、積極的に社会参加ができ、安心して暮らせるよう公共施設をはじめあらゆる施設のバリアフリー化や、安心して外出できるよう道路や公園のバリアフリー化を進める必要がある。放置自転車や違法駐車などをなくすための取り組みを、住民と行政が連携してすすめる。

さらに、移動が困難な障がい児を抱えた親子が安心して外出できるよう外出介助ボランティアなどで外出を支援する仕組みづくりをすすめる。

<地域で主体的に取り組む>

1. 地域で子どもが健やかに育つ仕組みづくり
子どものときから地域社会の一員として、地域の人たちと一緒に地域づくりに参画して、地域で子どもが育つ仕組みをつくる。
エネルギーが有り余っている子どもたちを地域活動や福祉活動などへの参加に結び付けていく仕組みを考える。
2. 親と子がともに育つ仕組みづくり
子育ての教訓や知恵の伝承ができる場をつくり地域ぐるみで子育てを行える環境をつくる。
3. 子どもの人権と権利擁護を推進し虐待を防ぐ仕組みづくり
人権意識、福祉意識を高めるために、自治会などで定期的に学習活動を行う。
様々な世代や支援を必要とする人たちと一緒に過ごす時間をつくることで、お互いに理解を深める。
4. 障がい児との共生教育の実現に向けた取り組み
障がい児の通学や通所をボランティアなどで支援する仕組みを考える。
次世代を担う子どもたちが、ボランティアや地域活動を通じて、地域のリーダーとして育つ仕組みを考える。

<協働で取り組む>

1. 地域で子どもが健やかに育つ仕組みづくり
子どもたちの自主性を育てるため公園や広場などを活用したプレイパークなどの実現を目指す。
2. 親と子がともに育つ仕組みづくり
子育てを通して親が育っていくためのイベントなど、誰もが参加しやすいものにする工夫をする。
3. 子どもの人権と権利擁護を推進し虐待を防ぐ仕組みづくり
児童の虐待を未然に防ぐため、子育てについて悩みや不安のある保護者への支援と地域での見守り体制をつくる。
4. 子育て中の親と子にやさしいまちづくり
子育て中の親や子どもを始めすべての人々が差別や偏見・排除意識をなくして、心のバリアを取り除き安心して生活ができるノーマライゼーションのまちづくりをすすめる。
通行の妨げになる放置自転車や違法駐車をなくするための取り組みを、住民と行政が連携してすすめる。
子どもを事故や犯罪の被害から守るため、犯罪の発生状況や危険な場所等の情報提供や共有化に取り組むとともに、子どもの緊急避難場所である「子ども 110 番の家」の拡大をはじめ、地域の人々が日常的にお互いに声をかけあい見守るなど地域ぐるみで犯罪防止対策に取り組む。

<行政が主体的に取り組む>

1. 子どもの人権と権利擁護を推進し虐待を防ぐ仕組みづくり
学校と地域が連携し、子どもを犯罪や危険から守る体制をつくる。
学校における人権教育を推進し、お互いの人格を認め合い思いやりのある仲間づくりをすすめる
とともに、正しい判断力をもち自発的な行動ができる児童・生徒を育てる教育を目指す。
学校におけるいじめや差別などをなくすため、児童や生徒への人権教育をすすめる。
2. 地域の子育て相談体制の充実
子育てについての悩みや不安、子どもの発達について相談できる体制を充実し、安心して子育てができる環境を整備する。
妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安、引きこもりや不登校、非行など子どもやその家族の悩みなどの子育てに関する多様な問題に適切に対応するため、保育園・幼稚園、学校、保健センター、民生委員児童委員、育児ボランティアなどが連携し、子育て支援センターなどを活用して地域で気軽に相談ができる体制の充実に努める。
3. 障がい児との共生教育の実現に向けた取り組み
障がいに対する偏見や差別をなくし、障がいについての正しい認識を身につけるために、学校で障がい児との共生教育の実現に向けた取り組みを行う。

つどいとこいの場をつくる・・・地域でみんなが支え合うための集いの場

<地域で主体的に取り組む>

<協働で取り組む>

<行政が主体的に取り組む>

・子どももお年寄りも障がい者(児)がいつでも交流できる場づくり

・地域の祭りや催しへの参加への呼びかけ

・元気高齢者や退職者のマンパワーの活用

・いつでも誰でも参加したくなるプログラム

・磯長台・栄町のつどいの会の

全町的な展開

・施設活用に向けた制度やシステムの改善

・いつでも誰かに出会える場の創造

・閉じこもりをなくすための工夫

・交流拠点の整備

・総合的な情報の提供

1. 交流の促進

地域の間関係が希薄になるに従い、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て中の人など、支援を必要とする人たちと社会とのかかわりが少なくなり、孤立や閉じこもりを引き起こしている。

そうした人たちを含めて、子どももお年よりも障がい者(児)も誰もがいつでも気軽に集まれる場の展開が望まれている。

現在、いきいきサロンの利用者は自治会(町会)に加入している人を中心にすすめられているが、もっと幅広い階層の人たちが参加しやすいようにする必要がある。

例えば、磯長台地区や栄町地区などのように積極的に地域活動に取り組んでいる地域がある。

また、昔遊びなどを通して高齢者と子どもの世代間交流やイベントなどの地域行事への参加を促すとともに、高齢者と子どもをつなぐ役割をその中間の親の世代がしっかりと果たすため、地域活動に積極的に参加する取組みを図る。

2. 福祉施設との交流

福祉施設を利用している障がい者や高齢者については、今までも様々な形で地域の人たちとの交流が見られたが、障がい者や高齢者に対する無理解からくる偏見などを取り除くためにも、今まで以上の交流が必要となる。

地域の人たちや子どもたちが福祉施設を訪問したり、福祉施設の入所者や通所者が地域のお祭りや行事に参加することを日常的に行うことで相互理解を深めることが大切である。

3. 交流拠点整備

現在、地域の活動は、集会所や公民館、総合福祉センターの会議室などで展開されているが、他の活動団体と重なったりと活動拠点の整備は十分とはいえない状況である。

すべての住民が地域福祉の担い手となることが求められている中で、地域拠点をもう一度見直し、有効に活用する仕組みを考える。

4．情報提供

地域でどんな活動があるのか知らない人や、仕事や家事で忙しく情報を得る機会が少ない人たちのために、つどいや地域活動などの情報が地域の人たちに確実に伝わる工夫をする。

住民が、必要な時に必要な情報を入手するためには、様々な媒体を活用した情報提供システムが必要である。現在、インターネットや電子メールの普及により瞬時に様々な情報の受発信が可能になってきている。

今後は、町の広報やホームページなどを充実させることで、より多様な地域情報や行政情報を、正確かつ迅速に提供できるような仕組みづくりと、住民からの情報が正確に届くための仕組みが必要である。

また、地域の情報を分かりやすく適切に地域住民に提供する仕組みづくりを行うことで、生活課題やニーズの発見を常に意識し、情報が常に地域で交換ができ共有できることによってきめ細かな支援に結びついていくことになる。

こうしたことから、プライバシーや個人情報の保護を図りながら、地域住民全体で情報を共有していく仕組みづくりを考える必要がある。

5．人材の育成

地域で行われている活動をさらに活性化していくためには、退職後の高齢者や障がい者が地域活動に参加するためのプログラムを充実するとともに、子どもたちも含め、計画段階から地域活動に参画する仕組みを考える。

また、地域活動を継続していくために、活動を支えるリーダーを養成し、その人たちに引き継いでいく仕組みづくりを行う。

6．参加への啓発

現在、地域活動に積極的に参加している人はいつも同じ顔ぶれであったり、一人の人がいくつもの活動を受け持ったりと、必ずしも多くの住民の参加・参画がされていないのが現状である。

参加する意思のない人や参加したいがどうして良いか分からないといった人たちも含めて、多くの住民の参加・参画を促すための工夫をする。

<地域で主体的に取り組む>

1. 交流の促進

いきいきサロンの充実を図る。

世代間の交流が深まるよう、親子や高齢者、障がい者など様々な世代の住民が地域活動に参加できる仕組みをつくる。

高齢者が指導者になり、昔遊びなどを子どもたちに引き継いでいく場をつくる。

地域の祭りや催しに誰もが参加したくなるプログラムを考える。

2. 交流拠点の整備

誰もがいつでも気持ちよく施設の利用ができるように、利用者が自主運営する。

3. 情報提供

地域活動やつどいの場を紹介するパンフレットなどを作成し、人が集まる場所に配置する。

高齢者やボランティアが日常の活動を行う場でつどいや活動の情報を提供する。

4. 人材の育成

地域の祭りや催しを継続的に行うため、計画段階から子どもの参画を進める。

5. 参加への啓発

地域活動に参加する意欲のない人が参加したい気持ちになるように、活動の工夫や啓発を行う。各団体がコミュニティの一員としての自覚を持ち、地域活動への参加の啓発を図る。

<協働で取り組む>

1. 交流の促進

地域住民が先生となって体験学習をしたり、学校行事に保護者以外の地域住民が参加するなど、学校との連携を深める。

子どもたちを放課後や休日に地域で受け入れる仕組みを学校をはじめ関係機関との連携ですすめる。

2. 福祉施設との交流

福祉施設に入所や通所している障がい者や高齢者と、地域の人たちや子どもたちとの交流を図り、地域の一員としてお互いに理解を深める。

3. 交流拠点の整備

日常的な交流や活動ができる場として、既存の施設の活用を図る工夫をする。

いつでもつどえる場として公園のバリアフリー化の整備を図る。

4. 人材の育成

地域活動のリーダーを養成するためのプログラムを開発する。

健康づくりや生きがいづくりなどのつどいに、様々な活動団体やボランティアが主体的に活動する。

5. 参加への啓発

福祉意識を高めるため、多くの人が興味のある内容の講演会やイベントなどを開催する。

<行政が主体的に取り組む>

1. 交流拠点の整備

公共施設の柔軟な利用を考える。

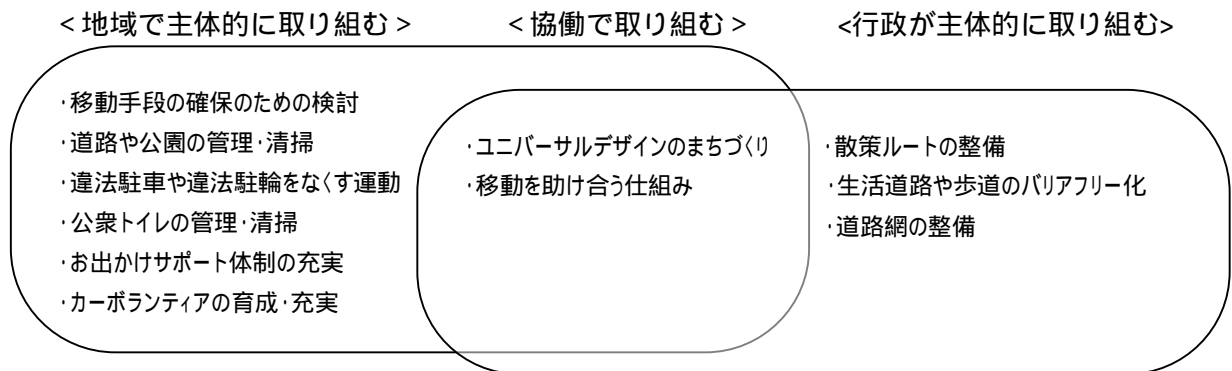
2. 情報提供について

町のホームページなどに地域の福祉資源等を盛り込むなど地域福祉情報の充実を図る。

3. 人材の育成

退職後の高齢者や障がい者が地域活動に積極的な参加を促すために、講演会などの充実を図る。

出 か け る ・ ・ ・ ・ ・ いつでも何処でも出かけたいたい時出かけられる環境づくり



1．移動の仕組みづくり

地域で暮らす人たちが、社会の様々な分野に参加・活動し、地域での自立した生活を送るためには、いつでも自由に外出できる必要がある。

しかしながら、重度の障がい者や車いす利用者、高齢者、ベビーカーを利用している人などが出かけたいときに、道路や公共交通機関などがバリアとなっているため、引きこもりや閉じこもりを招くことにも繋がっている。

現在、ひとりで移動が困難な人が出かけるときには、家族の援助、移動介助（ガイドヘルプ）や福祉タクシー制度の利用などのサービスによって外出が可能になっているが十分ではない。

今後は、すべての人が自由に出かけられる仕組みが必要である。

2．すべての人が安心して出かけられる環境づくり

すべての人が安心して外出し行動するためには、社会に存在する様々な障壁、とりわけ行動を妨げるものの改善を図っていく。

車いす利用者や視覚障がい者などが一人で外出できるようにする社会環境の整備は、障がいがある人もない人も、安心して暮らせる社会を目指すノーマライゼーションの理念を実現するうえで非常に重要なことである。

町内の施設をはじめ道路や公園などすべての施設のバリアフリー化や、違法駐車や放置自転車をなくすための取り組みと、道路や公園、公衆便所などの管理や清掃に地域住民が積極的に参加する仕組みが必要である。

3．外出介助ボランティアの育成・充実

移動の困難な人たちの通院や買い物などを支援するための仕組みが待たれている。カーボランティアや外出介助ボランティアによる活動の拡大と安定したサービスの提供を図るため、退職後の高齢者や子育て中の人々が参加しやすい条件づくりや、有償の仕組みが必要である。

<地域で主体的に取り組む>

1. 移動の仕組みづくり

カーボランティアや外出介助ボランティアなどの組織化と有償活動も考慮した取り組みにより、移動困難な障がい者や高齢者の外出を支援する。

2. すべての人が安心して出かけられる環境づくり

道路や公園、公衆便所などの管理や清掃などへの取り組みをすすめる。

違法駐車や違法駐輪をなくすための取り組みを地域ぐるみですすめる。

3. 外出介助ボランティアの育成・充実

外出介助等のボランティア活動に、退職後の高齢者や子育て中の人も活動に参加しやすい条件づくりと新たな人材を育成する仕組みの検討を行う。

<協働で取り組む>

1. 移動の仕組みづくり

いつでも誰もが出かけたいときに出かけられるように支援する仕組みをつくる。

リフト付きレンタカーなど新たな移送サービスの情報提供を図る。

2. すべての人が安心して出かけられる環境づくり

すべての施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化をすすめる。

車椅子利用者や歩行者等の安全確保のため、違法駐車や放置自転車をなくすための利用者のマナー向上を促す取り組みをすすめる。

施設や道路などのバリアフリーなどの情報を福祉マップとして作成する。

新たな移送システムや外出介護の仕組みについての情報など、個人が得た情報や学習内容などが地域住民の共有のものになるよう、社会福祉協議会などに情報を集め発信する。

<行政が主体的に取り組む>

1. すべての人が安心して出かけられる環境づくり

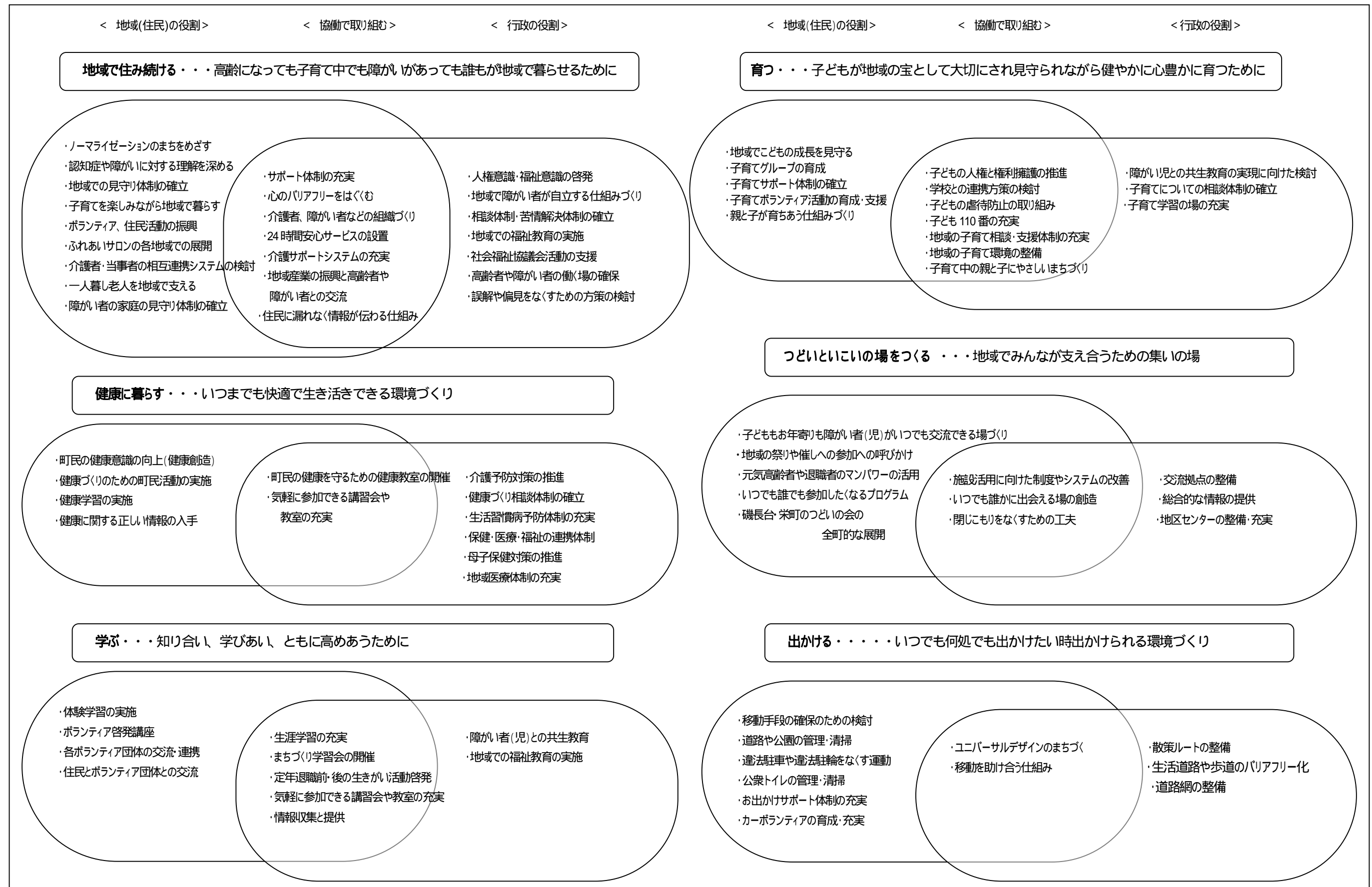
すべての人が安心して出かけられるよう環境整備を行う。

通学路や公園等の危険箇所の改善を図る。

カーブミラーや電柱位置、転落防止柵、ガードレールなどの改善を図る。

信号機や横断歩道などの設置についての検討を行う。

太子町地域福祉計画での暮らしイメージ・・・住民と行政との協働による地域福祉の課題解決に向けた取り組み



第6章 計画の評価・推進体制

地域福祉計画を具体的かつ継続的にすすめていくためには、行政が単に施策として展開してだけでなく、総合的、計画的に推進していく仕組みが必要になる。

この計画の大きな柱である「住民と行政が一体となって進めていく新しい福祉施策」としての性格からも、活動や事業の内容、サービスの内容について、質の向上を図るために新しい仕組みを取り入れていく必要がある。

(1) 推進方法

問題解決に向けた具体的な取り組みについては、地域が行うこと、行政が行うこと、そして両者が協働で行うことというように区分し、それぞれの事業や活動が関連しあって地域福祉の推進を図っていくことを目指す。

地域における具体的な行動計画は、社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク活動や、各種団体活動を行政が支援しながら推進する。また、社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」は、民間レベルで協働し、行政が支援しながら具体的なプログラムをすすめていく。

一方、行政における具体的な地域福祉の推進については、それぞれの個別計画に基づきすすめていくこととするが、その進行にあたっては縦割りの行政の枠組みを超え、関係する部局が連携し、推進していく。

(2) 地域福祉の担い手

地域福祉の担い手としては、行政のほかに、社会福祉協議会、地域住民、支援を必要とする人の団体、自治会（町会）、民生委員児童委員、地区福祉委員、特定非営利法人（NPO法人）、ボランティア、太子町和光会（老人クラブ）、福祉サービス事業者、一般企業・商店等、その他の各種団体等が考えられる。

特に、社会福祉協議会は、平成12年の社会福祉法の改正において、地域福祉の推進を図る中心的な団体として明確に位置づけられ、従来からの実績とあわせて名実ともに地域福祉の中核団体として位置づけられてきた。現在、いきいきサロンや各種団体の地域福祉活動を支援するとともに、福祉に関する相談や情報提供の場としての機能を発揮している。今後はなお一層、個人や団体が行う福祉活動を支援し、太子町における地域福祉の向上を目指して、行政と地域の間で立って両者をつなげる中間組織としての役割を果たすことが求められている。

また、民生委員児童委員は平成12年の民生委員法の改正により、その任務を「住民の立場に立って相談と援助を行う」と規定されている。自らも地域住民の一員である民生委員児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った相談・援助を行っており、今後も地域住民の生活状況の把握、福祉サービスの情報提供等、地域福祉推進の重要な役割を果たしていくこととなる。

行政は、地域住民の健康で文化的な最小限の生活を保障するため、行政の個

別計画に従い事業を進めていくが、この地域福祉計画に沿って、地域福祉が総合的、計画的に推進されるよう、地域と行政とが協働で課題解決の取り組みを進めていくとともに、地域が行うこととした取り組みについても、調整し、支援していくこととする。

(3) 第三者評価の仕組づくり

福祉サービスが措置制度から利用制度へと移行し、利用者がサービスを選択できるようになったが、より質の高いサービスの提供を受けるためにも、サービス内容、スタッフの資質、施設・整備などについて、当事者やサービス事業者などとの利害関係のない第三者による、公平・公正でかつ客観的な評価を行う仕組として、第三者評価機関の設置が必要とされている。

第三者評価機関で評価基準に基づいて調査を行う「評価調査者」については、現在、「評価調査者養成研修会」などの研修プログラムなどにより養成されている。太子町においても、これらの養成講座の受講者をはじめ、医師、弁護士、司法書士、1級建築士、管理栄養士、社会福祉士、保健師、ケアマネージャー、看護師など、幅広い人材で構成された第三者評価機関の設置が急がれる。

(4) 継続的な推進に向けた取り組み

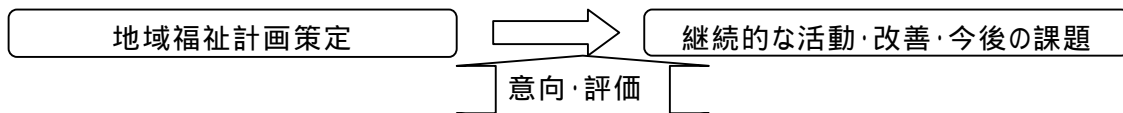
地域福祉計画が幅広く住民主体の施策となるためには、住民に向けた情報の発信と、住民からの意見が常に計画に反映できる仕組と、住民の福祉意識の向上と人権意識の啓発活動についても継続した取り組みが必要である。

計画の策定にあたっては、行政、社会福祉協議会、住民代表、当事者代表、民生委員児童委員、ボランティア連絡会、医師会等幅広い層の人々で構成された地域福祉計画策定委員会が中心となり、計画づくりまで策定してきた経過がある。

地域福祉計画が、それぞれの時代にふさわしい計画として展開していくためには、それを担う人たち、自治会メンバー、地区福祉委員等地域に密着した人々の参加と参画のもとでの継続した取り組みの仕組づくりが必要である。

推進の仕組みとして、地域福祉計画策定委員会からの継続組織としての「太子町地域福祉計画推進協議会（仮称）」において、継続した取り組みをすすめるために定期的な会議を開催する。

〔継続した推進体制〕



太子町地域福祉計画推進協議会(仮称) [住民が運営し行政が支援する]

(太子町地域福祉計画策定委員会の継続組織)

構成メンバー

・福祉・医療・教育関係者、住民団体、行政機関、その他

役割

・計画の進捗状況評価、検証、今後の方向性についての協議・計画の見直し など

参考資料

地域福祉計画 用語解説

《ア行》

【NPO】

non profit organization の略。民間非営利組織。利益を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織のこと。

《サ行》

【小地域ネットワーク活動】

地域において、ひとり暮らしの高齢者などを対象に、地区福祉委員や民生委員児童委員を中心に網の目のように相互に連絡し合っ、見守りや声かけ訪問活動などを行う。社会福祉協議会の主要な地域活動のひとつである。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的いやがらせ。労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、男性が行うこと。

《ナ行》

【ノーマライゼーション】

障がいのある人もない人も、高齢者も児童も、社会で生活するすべての人が、普通に生活できる社会こそが、本来の普通(ノーマル)の社会であるという考え方。また、そのような社会を作っていこうとする理念のこと。

《ハ行》

【パートナーシップ】

直訳すると「連携・提携」のことをいう。様々な立場の人が、対等な関係に立ち、双方が責任の主体になることで相互に自立し、異を越えた対等な関係・役割分担の中で連携すること。行政と住民および地域の事業者などが互いをパートナーとして認めあい、手を取り合っ、より良い施策を検討・実施していく考えのこと。

【バリアフリー】

「バリア」とは「障壁」、「フリー」とは「無い」という意味で、直訳すると「障壁が無いこと」という意味になる。障がいのある人や高齢者などの行動を阻害するような公共の建物や道路、個人の住宅などにおいて、段差や障害物をなくし、高齢者や障がい者が利用しやすいように配慮するとともに、心理的なバリア、社会制度におけるバリアなど、すべての「障壁」を取り除こうという考え方のこと。

【福祉サービスの第三者評価機関】

福祉サービスを提供する事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、自らのサービスを向上させることを目的とし、事業者や利用者とは関係のない第三者がサービスの評価を行う組織。

【ボランティア】

個人の自発的な意志により、福祉などの事業活動に参加する人や行為のこと。サービスとして提供される場合は、無償と有償の場合があり、個人には交通費や実費程度が支払われるだけで、原則として無報酬。

《マ行》

【ミニマム（＝シビルミニマム）】

自治体が住民のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準のこと。

《ヤ行》

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体、言語など、人々が持っている様々な特性や違いを超えて、はじめからすべての人々に利用しやすく配慮した環境、建物、製品などのデザインをしていこうという考え方のこと。

《ラ行》

【リハビリテーション】

身体障がい者や精神障がい者、事故や病気による後遺症のある人などに、最大限の機能回復と社会生活への復帰を目指して行われる総合的な治療と訓練のこと。交通事故や脳卒中の後遺症などのある人が、社会復帰を目的に行う治療法。略してリハビリともいう。

計画策定の経過

年	実施月日	取組項目	主な内容、結果など
平成18年度	平成18年11月25日	第1回策定委員会	町長挨拶 委員の委嘱及び委員の紹介 策定委員会規定について 委員長、副委員長の選出 スケジュールについて アンケート調査について
	平成19年1月26日	第2回策定委員会	アンケート集計について 地域福祉計画について
	平成19年3月29日	第3回策定委員会	行政三計画について 地域福祉計画での施策イメージについて 団体ヒアリングについて
平成19年度	平成19年4月23～25日	団体ヒアリングの実施	8団体ヒアリングの実施
	平成19年11月30日	第4回策定委員会	太子町地域福祉計画（素案）について 今後のスケジュールについて
	平成20年3月18日	第5回策定委員会	太子町地域福祉計画（案）について

太子町地域福祉計画策定委員会規程

平成18年太子町規程第9号

(設置)

第1条 太子町地域福祉計画に関する事項を企画立案するため、太子町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに委員長が召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長が必要と認めるときは、第2条の規定にかかわらず、協議事項に関係のある者に、委員会に出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会は、協議すべき事項の調整を図るため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表2に掲げる室及び課に属する職員のうちから委員長が指名するものをもって組織する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長それぞれ1名を置く。

4 部会長、副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会長が必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず関係各課等の担当者等に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

8 作業部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉室が行う。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

太子町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(各分野内、五十音順)

分 野	氏 名(敬称略)	所 属
学識経験者	佐藤 貞良	元大阪府社会福祉協議会事務局長
福祉・医療・教育関係者	井上 芳子	太子町社会教育委員会
	川端 三治郎	太子町和光会
	木部 悦朗 中尾 米和 (19年12月~)	太子町民生委員児童委員協議会
	田中 三郎	太子町青少年問題協議会
	仲谷 佐多子	太子町母子福祉協議会
	中村 洋	富田林医師会
	松井 加陽子	松の木保育園
	見陰 良子	太子町身体障がい者福祉協議会
	山村 一彦	太子町社会福祉協議会
	住民団体等	浅尾 よし子
石谷 俊雄		太子町区長会
市橋 平三郎		太子町人権協会
行政機関	勝本 善衛	大阪府富田林保健所
	松井 良隆	太子町健康福祉部長
	山口 謙一郎	大阪府富田林子ども家庭センター

(注) : 委員長 、 : 副委員長